令和6年度　環境課

環境関連法令研修

令和7年1月

株式会社ナレッジリーン

ⓒ Knowledgreen Inc.

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 理解度テスト

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 理解度テスト

環境法令体系と主な関連法令

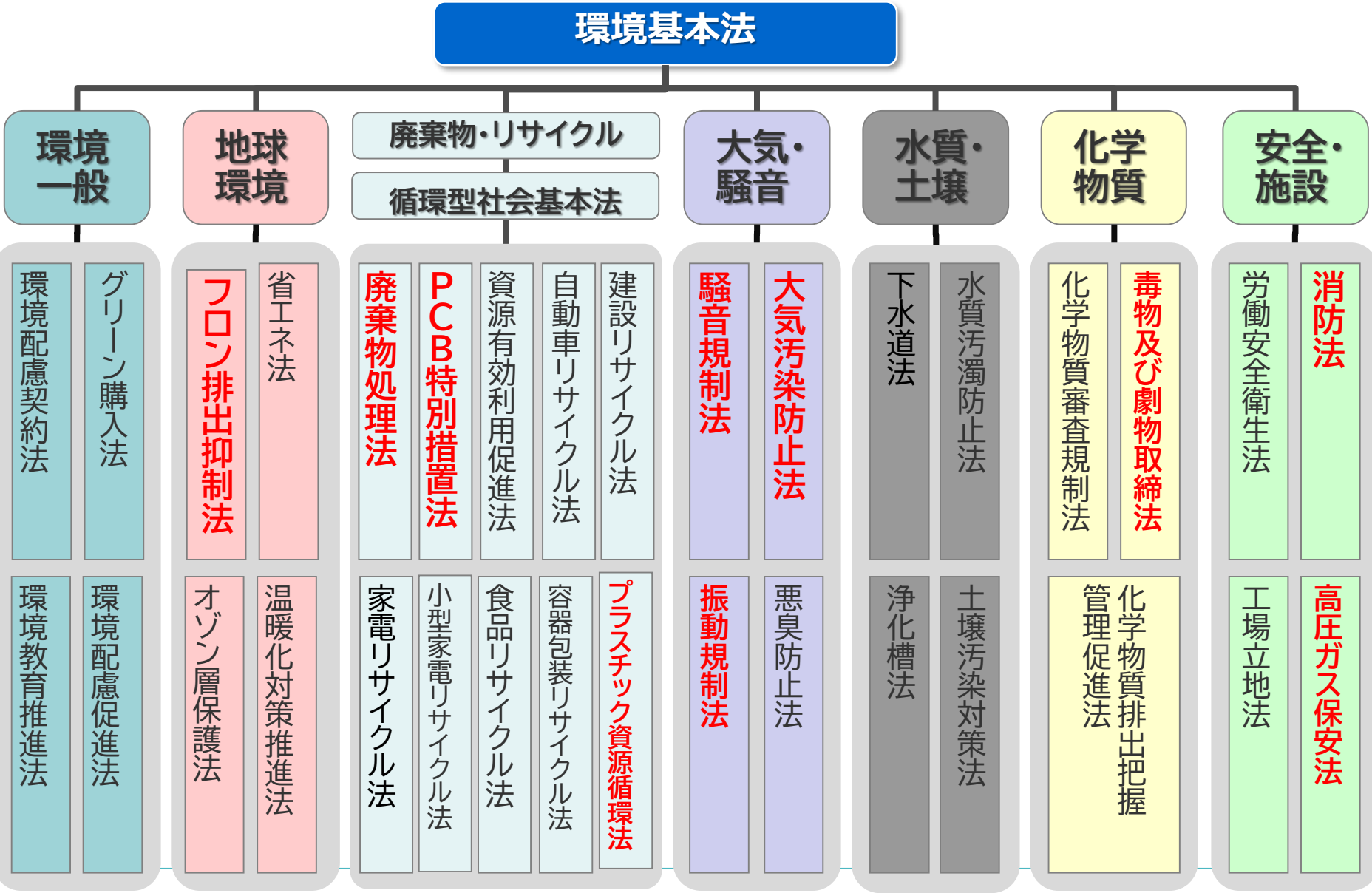

環境法令遵守の重要性

環境法令違反の検挙数(2017～2021年)

区分＼年次	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
総数	**6,189**	**6,649**	**6,627**	**6,111**	**5,832**
廃棄物処理法	5,375	5,759	5,772	5,275	5,054
その他	811	889	855	836	778

「令和6年版環境・循環型社会・生物多様性環境白書」を一部編集

環境法令に違反すると…

担当者

内容によっては**法的処分(罰金、懲役等)**や社内処分が科される

法　人

行政処分を受け事業活動に大きな支障が出たり、**社会的信用を大きく失う**ことになる

環境法令・条例等を適切に管理するには

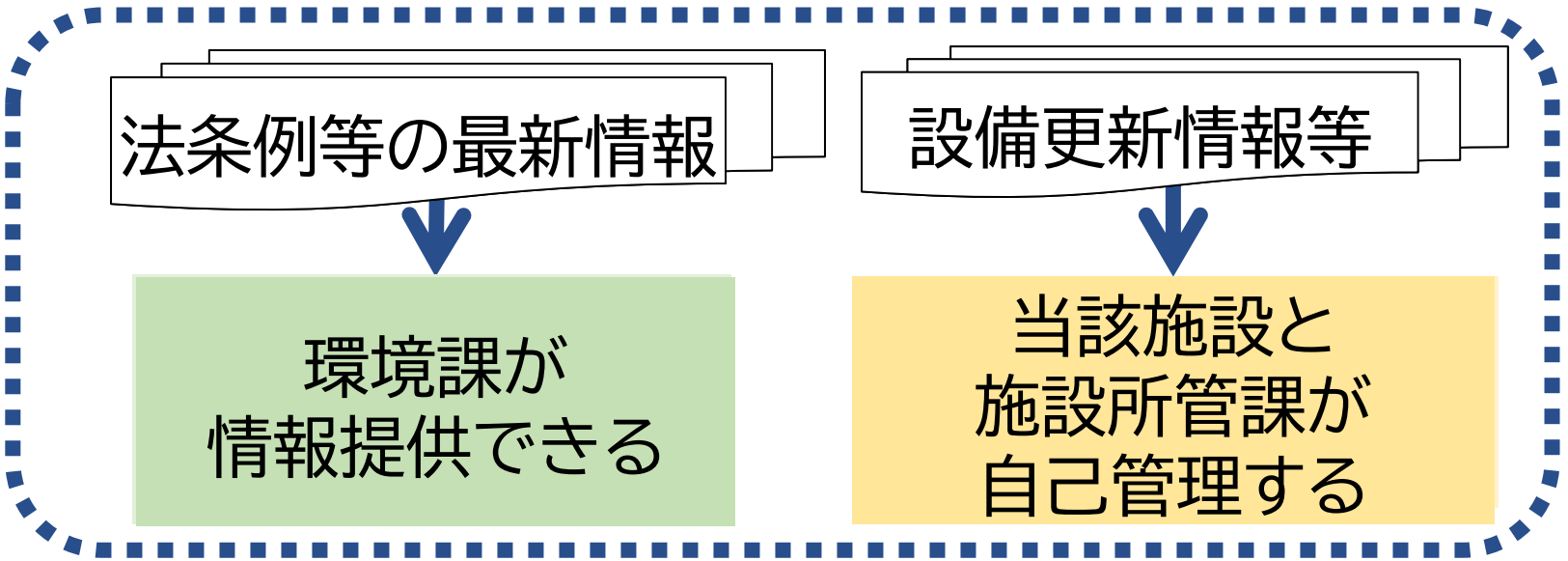

施設等に適用される環境法令等は
当該施設及び施設所管課が
主体的に順守する。

庁舎の主な設備と環境法令

区分	設備及び業務等	該当の有無	環境法令
空調設備	ボイラー等	□有　□無	大気汚染防止法
	送風機・ 空気圧縮機等	□有　□無	騒音規制法 振動規制法
	業務用空調機・ 冷蔵機器・冷凍機器	□有　□無	フロン排出抑制法
高圧ガス設備	冷凍設備・ 医療用ガス・ 試験研究設備等	□有　□無	高圧ガス保安法
保管・貯蔵設備	化学物質（薬品）	□有　□無	毒物及び劇物取締法
	燃料の保管等	□有　□無	消防法
			火災予防条例
			水質汚濁防止法
廃棄物関連	廃棄物の処理	□有　□無	廃棄物処理法
	PCB使用機器	□有　□無	PCB特別措置法

環境関連法令実務マニュアル（第1.8版）P3より

環境令管理の手順（環境関連法令順守「標準的チェックリスト」）

①自組織の業務や施設・設備に適用される環境法令を調査し、該当する環境法令を「環境関連法令順守「標準チェックリスト」」（以下「チェックリスト）を作成する

②チェックリストに記載した「順守すべき事項」に基づき、順守管理を実施

③順守状況をチェックリストで報告

標準的チェックリスト

令和　年度　環境関連法令チェックリスト

（作　成：H28年６月30日）
（更　新：Ｒ５年2月10日）

所属名			
点検日			
点検者		確認者	

［設備又は業務等］

業務用空調機・冷蔵機器・冷凍機器	業務用の機器であって、フロン類（★）が充填されている空調機・冷蔵機器・冷凍機器（第一種特定製品）を管理する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）等の以下の条項が適用されます。 ★ｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ(CFC)，ﾊｲﾄﾞﾛｸﾛﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ(HCFC)，ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ(HFC)

［○○庁舎の対象設備又は業務・チェックポイントなど］

［該当条項と順守チェック］　（H:法、R:法施行令、K:法施行規則、J:条例、E:その他）

法令名	条項	順守すべき内容	チェック方法例	点検	確認内容等
フロン排出抑制法	H16 （告示）	■適切な場所への設置・使用環境の確保■ ・損傷や振動を与える機器が周囲にないか ・点検、修理に必要なスペースがあるか ・熱交換器等に汚れの付着などがないか　等	□左記項目を目視で確認		
＜告示＞第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	H16 （告示） ※１	■簡易点検の実施（全ての機器）■ ・３ヶ月に１回以上の簡易点検（担当者の目視等） ー庫内温度を確認 ー異音、外環の損傷、腐食、熱交換器の霜付等 冷媒のフロン類が漏えいしている徴候を確認	□３ヶ月に１回以上点検を行ったか（記録を確認） □異常があった場合、専門点検や修理を実施したか		
※１　平成27年４月から義務化されました。	H16 （告示） ※１	■定期点検の実施（一定規模以上の機器）■ ・資格を有する者による定期点検 ー 7.5以上50kW未満の空調機：３年に１回以上 ー 50kW以上の空調機　　：１年に１回以上 ー 7.5kW以上の冷凍冷蔵機器：１年に１回以上	□定められた頻度で有資格者による点検を行ったか（記録を確認） □異常があった場合、修理を実施したか		
	H16 （告示）	■漏えい発見時の措置■ ・速やかに漏えい箇所を修理する ・速やかに故障箇所を修理する ・修理までは再充填を行わない	□漏えい等を発見した場合に速やかに漏えい箇所を特定し、修理等を実施したか（記録を確認）		
※２　改正法（R2年4月1日施行）により、廃棄後の保存が義務化されました。	H16 （告示） ※２	■点検・修理・充填・回収の記録■ ・点検・修理・充填・回収の記録を作成 ・記録は機器の廃棄後３年間保存する	□点検・修理等を記録したか □記録は廃棄時まで保存されているか		
	H19 K2～3	■漏えい量の報告■ ・算定漏えい量（★）が年間で1,000t-CO2以上の管理者は毎年度所管大臣に報告 ★充填証明書、回収証明書を用いて算定する （ただし、設置時の充填量は除く）	□回収・充填時に回収・充填証明書の交付を受けたか □年間算定漏えい量を報告したか		

①順守、②不順守、③該当無、のリストから選択してください

順守状況を確認した文書や、取組を実施した年月日などを記載してください

標準的な環境法令

法令	所管課
水質汚濁防止法	環境課
下水道法	下水道課
浄化槽法	生活衛生課
消防法	消防保安課
高圧ガス保安法	消防保安課
毒物及び劇物取締法	薬務課
騒音規制法	環境課
振動規制法	環境課
大気汚染防止法	環境課
ダイオキシン類対策特別措置法	環境課
神奈川県生活環境の保全等に関する条例	環境課
特定家庭用機器再商品化法	資源循環推進課
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	資源循環推進課
PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	資源循環推進課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	資源循環推進課
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	資源循環推進課
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	環境課
土壌汚染対策法	環境課

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 理解度テスト

ばい煙発生施設（該当法令：大気汚染防止法）

大気汚染防止法の適用対象

大気汚染防止法で定める「ばい煙発生施設」に該当する施設が適用を受けます。

※横浜・川崎は各市条例が、他の地域は県条例が別途適用されます。

► ばい煙発生施設（抜粋）

施設の種類	規制対象規模
ボイラー （熱風ボイラーを含み、熱源として電気または廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料燃焼能力（重油換算）が 50ℓ／h以上

ボイラー（例）

冷温水発生器（例）

適用判断フローチャート

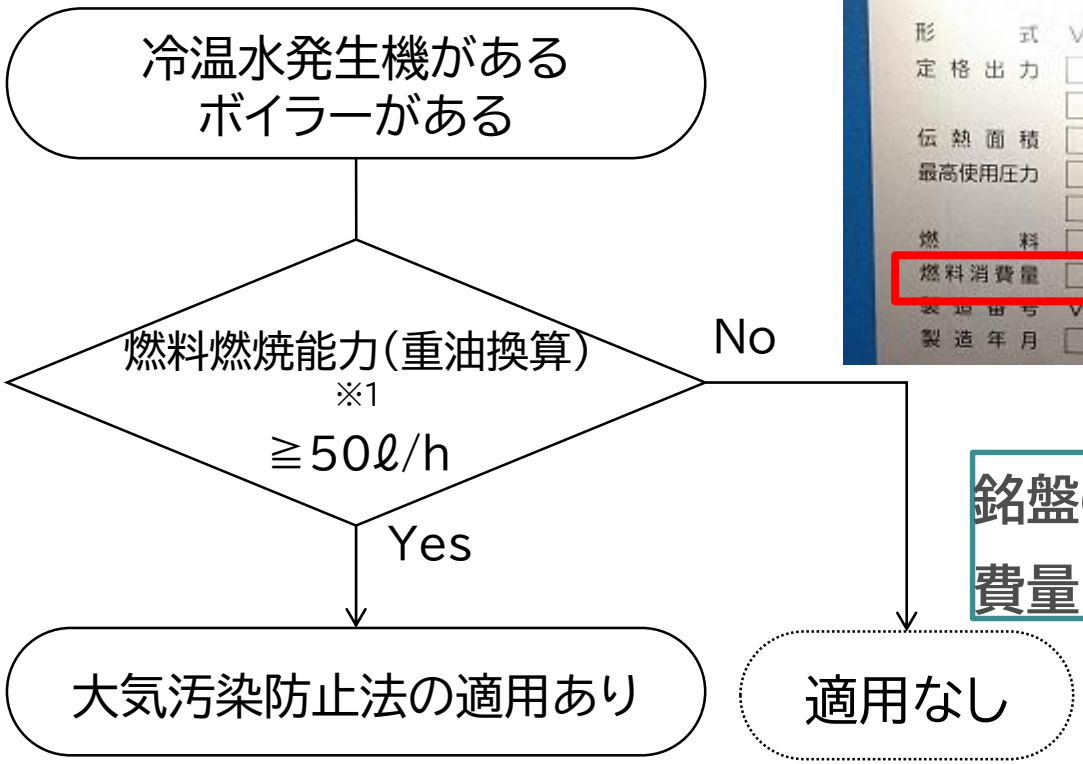

※1:燃料の燃焼能力の重油換算方法は以下のとおりです。

■　液体燃料の場合(例:重油)

重油換算量(ℓ/h) ＝ 液体燃料の燃料消費量(ℓ/h)

■　気体燃料の場合(例:都市ガス)

重油換算量(ℓ/h) ＝ 気体燃料の燃料消費量(㎥/h)×0.625

順守事項

▶ ばい煙発生施設の設置・変更・廃止時の届出(県及び政令市宛)

① ばい煙発生施設を設置する場合…設置届(工事開始日の60日前まで)

② 設置届の内容に変更がある場合…変更届(施設の変更は工事開始日の60日前まで、代表者名等の変更はその日から30日以内)

③ ばい煙発生施設を廃止する場合…廃止届(廃止日から30日以内)

▶ ばい煙測定及び記録の保管

・ボイラーから排出されるばい煙を定期的に測定する。

・測定結果は3年間保管する。

ばい煙の測定頻度

測定物質	条件		測定頻度（回数）
硫黄酸化物	硫黄酸化物排出量 10㎥N/h以上		2ヶ月に1回以上
ばいじん	ガスを燃焼させる場合		5年に1回以上
	上記以外	排出ガス量：4万㎥N/h以上	2ヶ月に1回以上
		排出ガス量：4万㎥N/h未満	**年2回以上**
窒素酸化物	排出ガス量：4万㎥N/h以上		2ヶ月に1回以上
	排出ガス量：4万㎥N/h未満		**年2回以上**

ばい煙の排出基準①

(1)ばいじん

施設の種類	規模	排出基準(g/㎥N)	
	排出ガス量(万㎥N/h)	S57.5.31以前に着工した施設	S57.6.1以降に着工した施設
液体専焼(重油、灯油等)	4～20	0.18	0.15
	1～4	0.25	
	1未満	0.30	
ガス専焼	4以上	0.05	
	4未満	0.10	

※小型ボイラー(伝熱面積が10平方メートル未満のボイラー)は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。
※横浜・川崎・横須賀の地域は特別基準が適用されます。

ばい煙の排出基準②

（2）窒素酸化物

燃焼形式	規模	排出基準値（ppm）						
	排出ガス量（万㎥N/h）	S48.8.9以前に設置	S48.8.10～S50.12.9	S50.12.10～S52.6.17	S52.6.18～S52.9.9	S52.9.10～S58.9.9	S58.9.10～S62.3.31	S62.4.1以降に設置
液体専焼	4～50	190	180	150				
	1～4	230		150				
	1未満	250			180			
ガス専焼	4～10	130			100			
	1～4	150		130				
	1未満	150						

※伝熱面積が10平方メートル未満の場合は、排出基準が異なる場合や適用されない場合があります。

送風機・空調機・冷却塔（該当法令：騒音・振動規制法）

騒音・振動規制法の適用対象

指定地域内で特定施設を設置している事業場が適用を受けます。

▶ 指定地域

県知事の指定地域

葉山町、寒川町

各市長の指定地域

全ての市（19市）

送風機（例）

冷却塔（例）

※各市の指定地域については、市の一部の区域のみを指定地域としている市もあります。各市の指定地域は、各市に確認してください。

▶ 特定施設（全11分類中、抜粋）

施設の種類	規制対象規模
空気圧縮機、送風機	原動機の定格出力※が7.5kW以上

※指定された条件下で安全に達成できる最大出力

一定の限度を超える大きさを発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く（令和4年12月1日より）

適用判断フローチャート

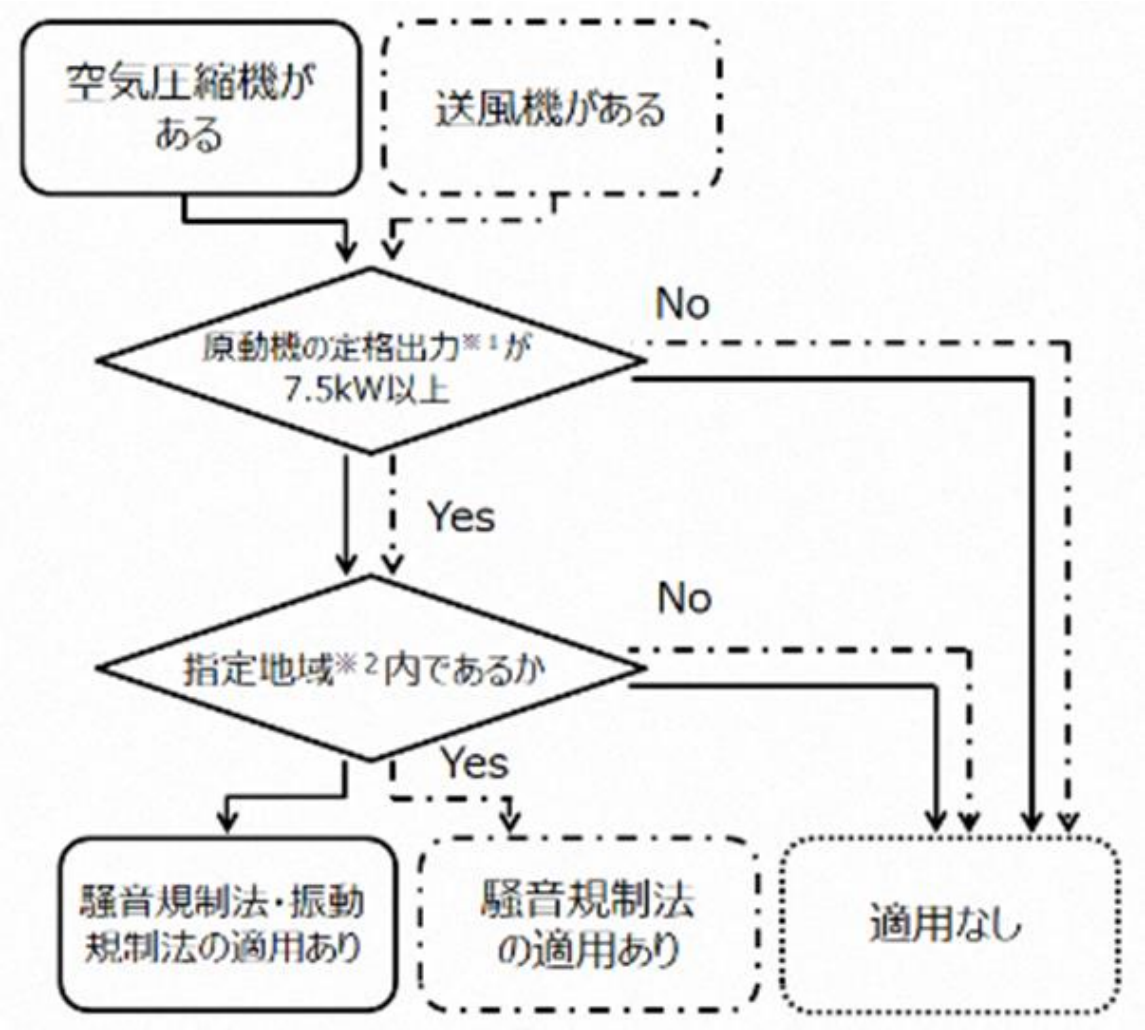

銘盤の「定格出力」を確認

順守事項

▶ 特定施設の設置・変更・廃止時の届出*(市長宛て)*

❶ 特定施設を設置する場合…設置届(工事開始日の30日前まで)

❷ 設置届の内容に変更がある場合…変更届(特定施設の変更は工事開始日の30日前まで、代表者名等の変更はその日から30日以内)

❸ 特定施設を廃止する場合…廃止届(廃止日から30日以内)

▶ 規制基準の順守

特定施設を設置する事業場の敷地境界において、規制基準を順守する。

規制基準(騒音)

	時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分		(8時～18時)	(6時～8時、18時～23時)	(23時～6時)
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 田園住居地域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第1種・第2種住居地域 準住居地域		55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業地域		70デシベル	65デシベル	55デシベル
その他の地域		55デシベル	50デシベル	45デシベル

※工業専用地域は指定地域に含まれていませんので、規制基準は適用されません。

規制基準（振動）

時間の区分 区域の区分	昼間 （8時～19時）	夜間 （19時～8時）
第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	60デシベル	55デシベル
第1種・第2種住居地域 準住居地域	65デシベル	55デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル
工業地域	70デシベル	60デシベル
その他の地域	65デシベル	55デシベル

※工業専用地域は指定地域に含まれていませんので、規制基準は適用されません。
※各市の規制基準については、これと同様のケースが多いですが、各市に確認してください。

【参考】用途地域

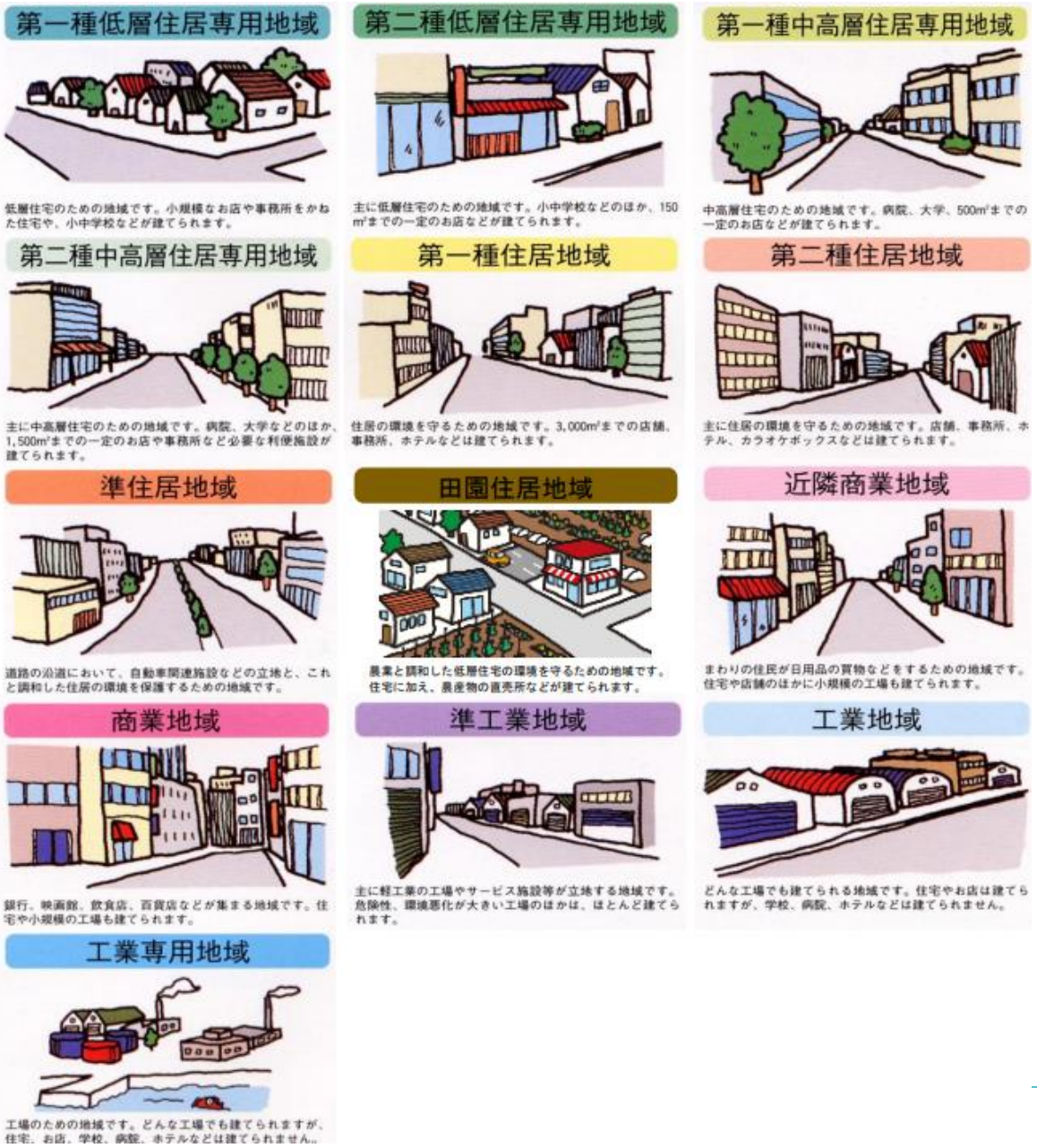

出典:国土交通省
https://www.mlit.go.jp/common/000234474.pdf

【参考】騒音の目安

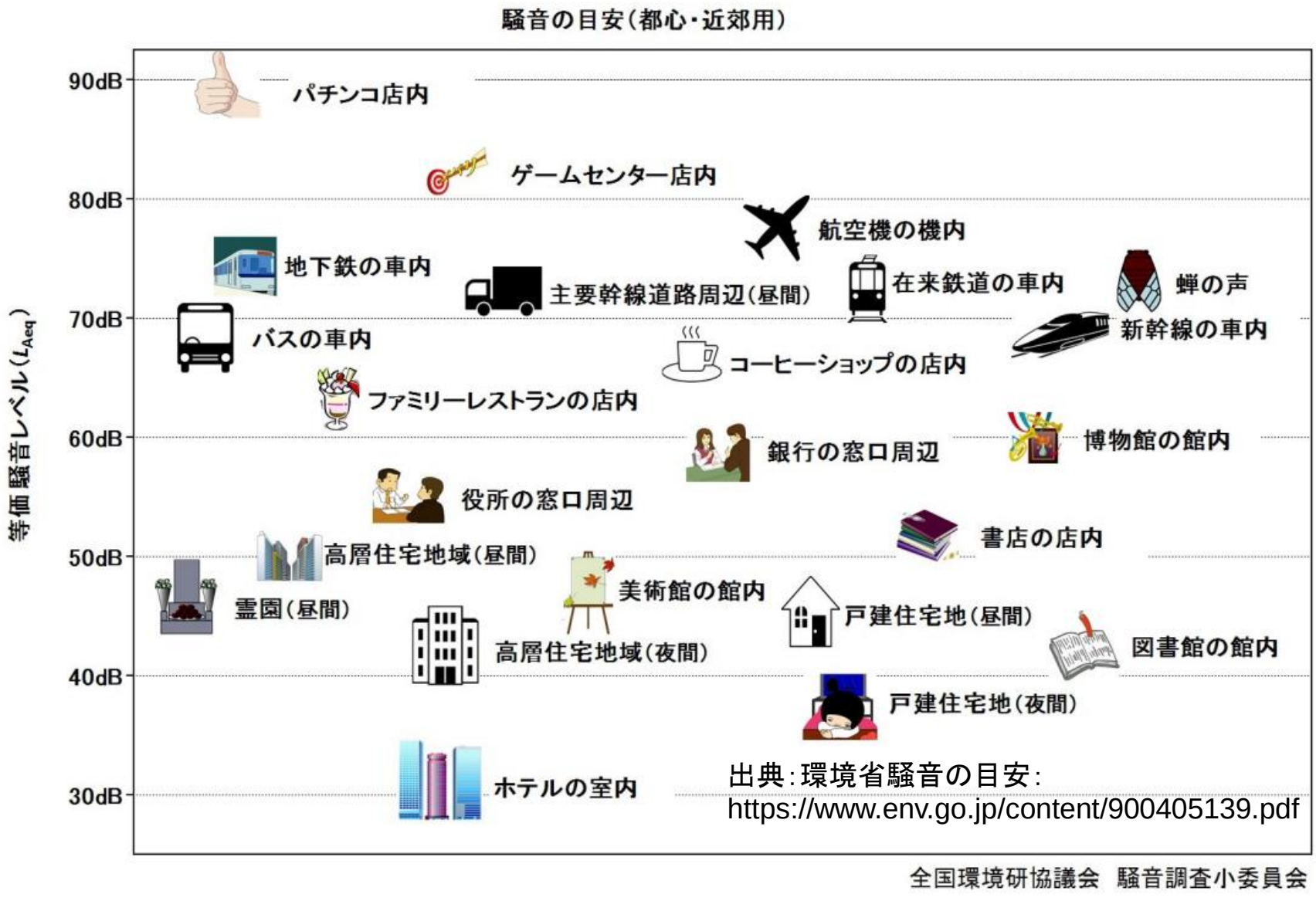
騒音の目安（都心・近郊用）
等価騒音レベル（L_{Aeq}）
90dB
80dB
70dB
60dB
50dB
40dB
30dB
パチンコ店内
ゲームセンター店内
航空機の機内
地下鉄の車内
主要幹線道路周辺（昼間）
在来鉄道の車内
蝉の声
バスの車内
新幹線の車内
コーヒーショップの店内
ファミリーレストランの店内
銀行の窓口周辺
博物館の館内
役所の窓口周辺
書店の店内
高層住宅地域（昼間）
霊園（昼間）
美術館の館内
戸建住宅地（昼間）
高層住宅地域（夜間）
図書館の館内
戸建住宅地（夜間）
ホテルの室内
出典：環境省騒音の目安：
https://www.env.go.jp/content/900405139.pdf
全国環境研協議会　騒音調査小委員会

業務用空調機・冷蔵冷凍機器（該当法令：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法））

フロン排出抑制法とは

地球環境に悪影響となる **フロン類** を

大気中に漏えいすることを防ぐための法律

規制が強化されています！

→**機器を捨てる際に適切にフロンを回収しないと罰則が科せられます！**

※行政指導を経ることなく**即座に刑事罰の適用対象**

〔出典〕フロン排出抑制法リーフレット（環境省）

フロン排出抑制法の適用対象（第一種特定製品）

冷媒に**フロン類**が使用されている以下の機器

①業務用の空調機器

室内機

室外機

②業務用の冷蔵機器、冷凍機器

冷蔵庫

冷水器

►法の対象となるフロン類

① クロロフルオロカーボン（CFC：R11、R12、R502 等）
② ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC：R22、R123 等）
③ ハイドロフルオロカーボン（HFC：R134a、R404A、R407C、R410A 等）

►業務用とは

専ら業務用として製造・販売されているもの。
家庭用機器を業務用として使用している場合はこれに該当しない。

家庭用と業務用の区別

業務用
（業務用に製造・販売された機器）

フロン排出抑制法の
対象となる

家庭用
（家庭用に製造・販売された機器）

〔イラスト・写真出典〕
改正フロン法説明会資料

事務所内で使っていても…

フロン排出抑制法の
対象外

適用判断フローチャート

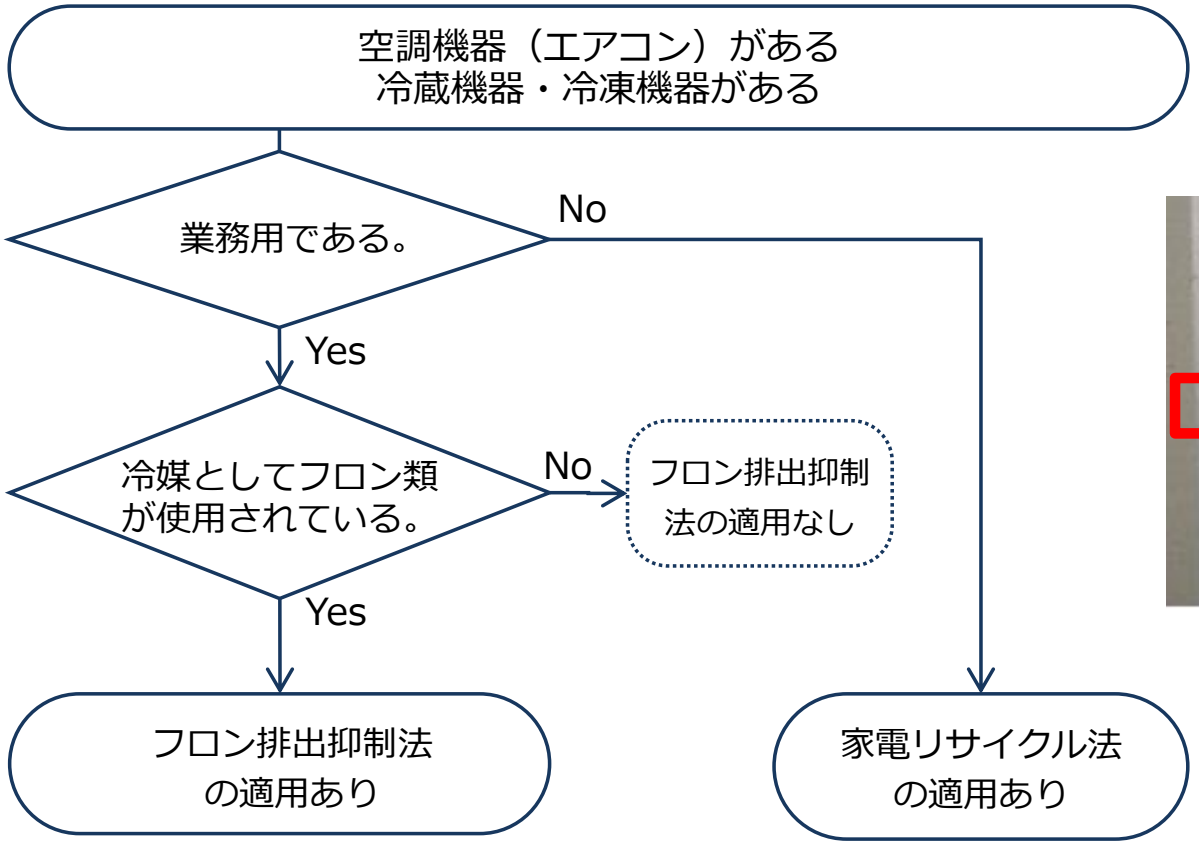

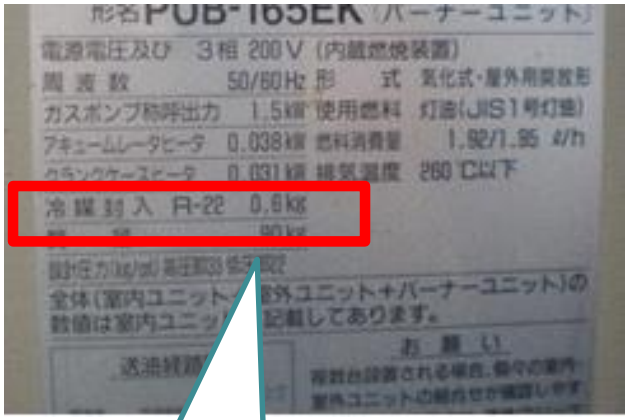

銘盤の「冷媒」を確認

第一種特定製品の「管理者」とは？

① 原則として、当該製品の所有者が管理者

② 例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その者が管理者

③ 保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、委託元である所有者等が管理者

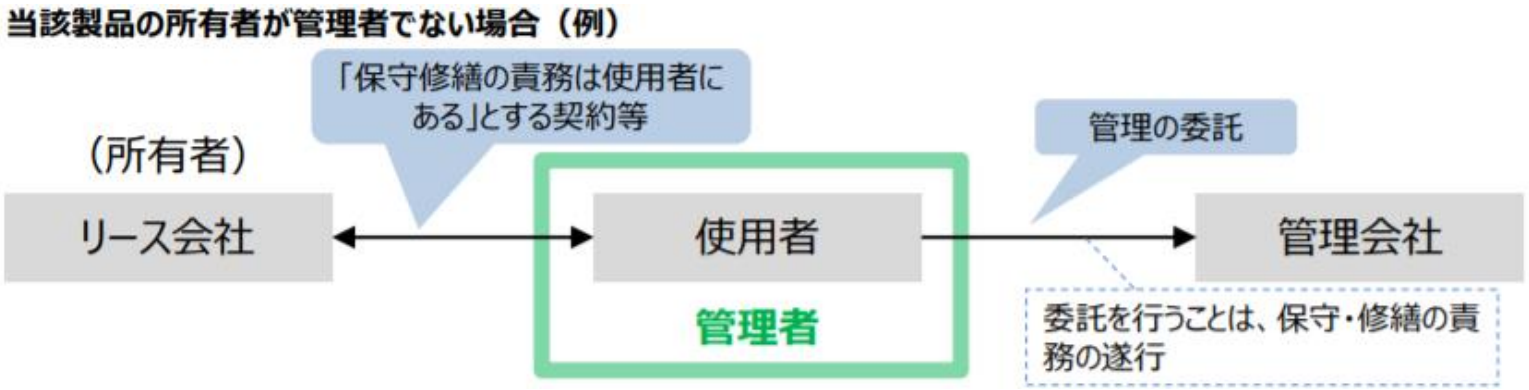

出典：改正フロン排出抑制法に関する説明会資料（令和元年度版）
（環境省・経済産業省）

「管理者」の順守事項

機器設置時

- 機器を適切に設置
- 適切な使用環境を維持・確保

機器使用時

- **定期的な点検の実施**（簡易点検・定期点検）
- **点検・整備の記録の作成及び保管**
  （機器ごと、R2年改正 機器廃棄後3年間）
- フロン類の漏洩に適切に対処
- フロン漏えい量の把握
  - ☛ 事業者全体で1,000 CO2-t/年以上の場合は国に報告

機器廃棄時等（フロン回収時）

- **第一種フロン類充填回収業者**への引渡し
- **フロン類回収の書面管理**
  - ①【フロン回収】行程管理票を交付しA票を３年間保管
  - ②【フロン回収】引取証明書（E票）を３年間保管
  - R2年改正 ③【機器廃棄】引取証明書（E票）の写しを交付
  - R2年改正 ④【解体工事】事前説明書類を3年間保管

第一種特定製品の点検

フロン類の漏えいを早期に発見することができるように、以下の点検が義務付けられています。

<table>
<tr><th colspan="2">点検の種類</th><th>製品区分</th><th>規模</th><th>点検方法</th><th>頻度</th><th>実施者</th></tr>
<tr><td colspan="2">簡易点検</td><td>冷凍冷蔵機器
エアコン</td><td><u>全て</u></td><td>製品外観の目視確認など</td><td>3カ月に1回以上</td><td>制限なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（上乗せ）</td><td rowspan="3">定期点検</td><td>冷凍冷蔵機器</td><td>7.5kW以上</td><td rowspan="3">専門家による冷媒漏えい検査</td><td>1年に一回以上</td><td rowspan="3">専門知識を有する者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">エアコン</td><td>50kW以上</td><td>1年に一回以上</td></tr>
<tr><td>7.5kW～50kW未満</td><td>3年に一回以上</td></tr>
</table>

定格出力の確認方法

ここが7．5KW未満か以上か確認！

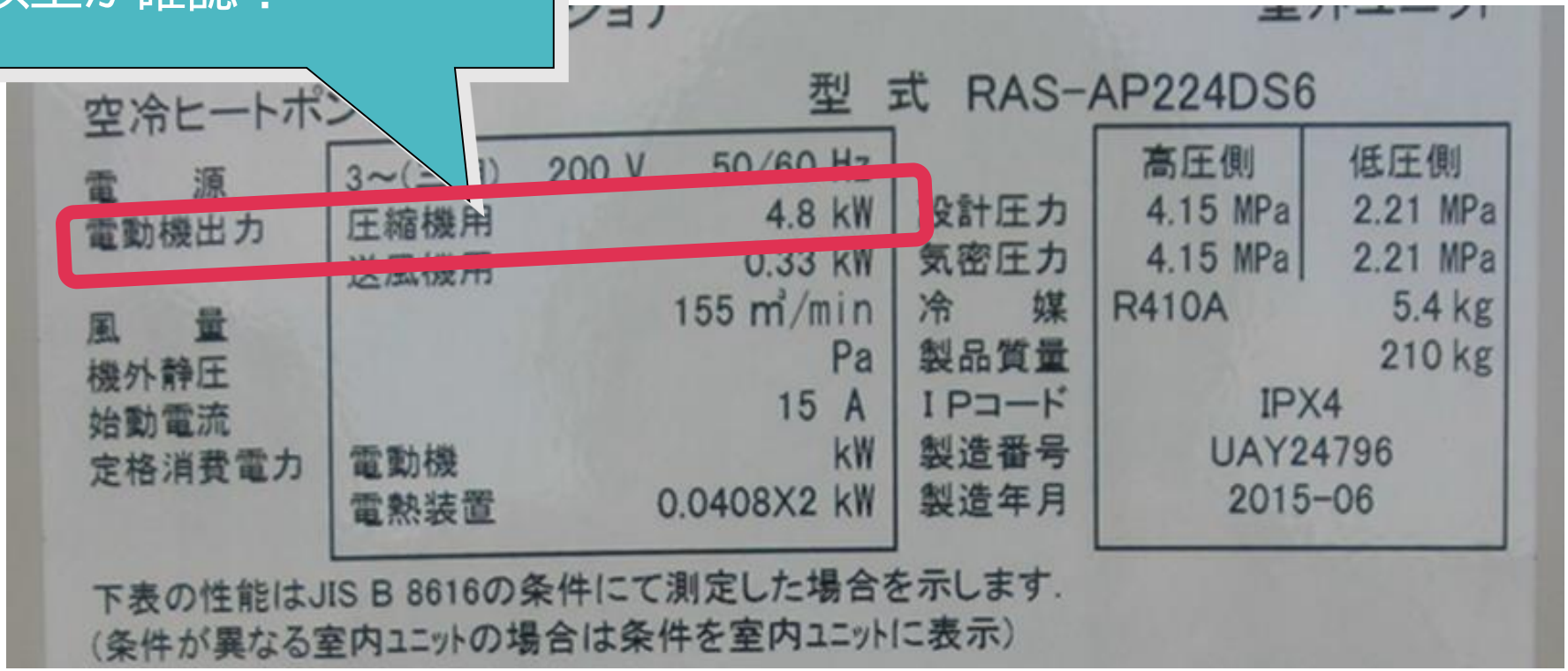

簡易点検の概要

- すべての第一種特定製品に実施
- 目視確認が中心

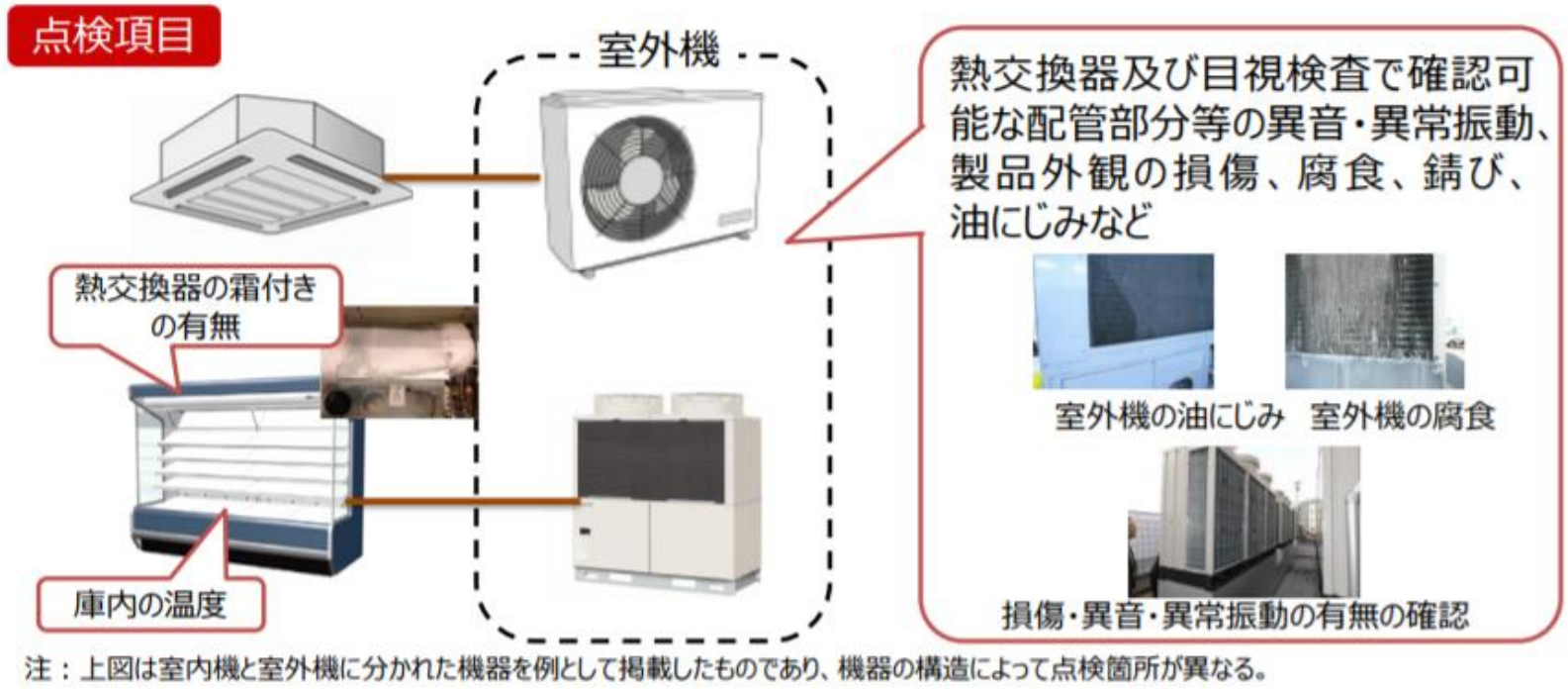

注：上図は室内機と室外機に分かれた機器を例として掲載したものであり、機器の構造によって点検箇所が異なる。

出典：改正フロン排出抑制法に関する説明会資料（令和元年度版）
（環境省・経済産業省）

簡易点検の参考資料

経済産業省ＨＰ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/kannitennkenpanfuretto.pdf

【動画】簡易点検の実施方法（８分30秒）

（一財）日本冷媒・環境保全機構

http://www.jreco.or.jp/data/guidance28_5.mp4

定期点検の概要

- 一定規模以上の第一種特定製品に実施（直接法や間接法による冷媒漏えい検査）
- 点検は専門点検の方法について十分な知見を有する者による実施が必要

【参考】直接法の3つの方法

発泡液法

ピンポイントの漏えい検知に適している。漏えい可能性のある箇所に発泡液を塗布し、吹き出すフロンを検知。

漏えい検知機を用いた方式

電子式の検知機を用いて、配管等から漏れるフロンを検知する方法。検知機の精度によるが、他方法に比べて微量の漏えいでも検知が可能。

蛍光剤法

配管内に蛍光剤を注入し、漏えい箇所から漏れ出た蛍光剤を紫外線等のランプを用いて漏えい箇所を特定。
※蛍光剤の成分によっては機器に不具合を生ずるおそれがあることから、機器メーカーの了承を得た上で実施することが必要

簡易点検・定期点検等によりフロン漏えいを発見した場合は、速やかに漏えい箇所の特定及び修理を実施。

★修理をしないまま充塡は原則禁止 ！

フロン類算定漏えい量の算定・報告

算定漏えい量が**1,000t-CO2以上**の場合、国への報告が必要です。
第一種フロン類充填回収業者が発行する「充填証明書」及び「回収証明書」の差から算出します。

算定漏えい量(CO2-t) ＝ Σ(冷媒番号区分ごとの((充填量(kg)－整備時回収量(kg))×GWP))

漏えい量

/1,000

【算定漏えい量報告】
・算定漏えい量(CO2-t) 等

＝

【充填証明書】
・充填した冷媒種(R404A等)
・充填量(kg) 等

－

【回収証明書】
・整備時回収した冷媒種(R404A等)
・整備時回収量(kg) 等

×GWP

/1,000

具体的な算定イメージ

【パターン①:整備時に回収を行う場合】

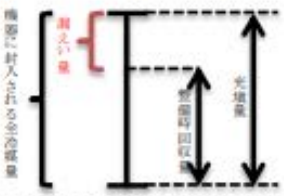

機器整備の際に、全量回収を行い、再充填を行った場合、充填量から整備時回収量を差し引いた量が「漏えい量」となる。

【パターン②:充填のみ行う場合】

機器に充填のみを行った場合、当該充填量が「漏えい量」となる。

冷媒番号区分ごとの充填量:改正法第37条第4項の充填証明書に記載された充填量(設置時に充填した充填量を除く)
冷媒番号区分ごとの回収量:改正法第39条第6項の回収証明書に記載された回収量
冷媒番号区分ごとのGWP:環境大臣・経産大臣・事業所管大臣が告示等で定める値(IPCC第4次報告書の値とする予定)
※算定にあたっては、管理者の全ての管理第一種特定製品のついて交付された充填証明書及び回収証明書の値から算出する必要がある。

行程管理表の交付

フロン排出抑制法に基づき第一種特定製品の廃棄等を行う場合には、行程管理を交付、下記書面で管理します。

記入者	書面	内容
機器の所有者（管理者）	A票 回収依頼書（写）　兼 委託確認書	フロン類の回収（取次者への依頼を含む。）を依頼する際に記入し、保存します。（取次者に依頼する場合はC票以降を、充填回収業者に直接依頼する場合はE票以降を交付します。）
取次者	C票 委託確認書　兼 委託確認書（写）	取次者がフロン類の引き渡しを充填回収業者に依頼する場合に必要です。
充填回収業者	E票 委託確認書 兼　引取証明書	フロン類の回収を依頼された充填回収業者が、フロン類を回収したことの証明書です。充填回収業者は、この書面を管理者及び最終の取次者に交付します。管理者は、これを保存するとともに、フロン回収済みの機器を廃棄物処分業者等に引き渡す際に、写しを交付します。
	F票 引取証明書（写）	充填回収業者が保存します。

【参考】行程管理表

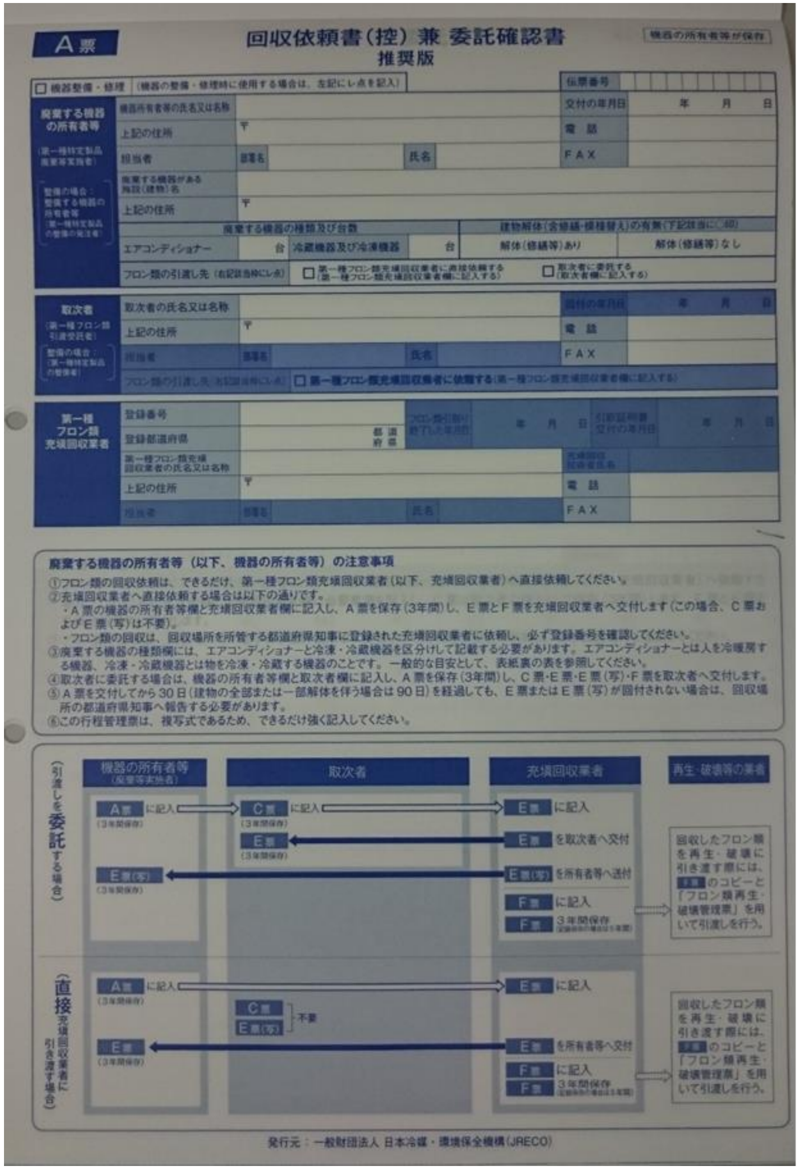

A票

回収依頼書(控) 兼 委託確認書
推奨版

機器の所有者等が保存

□ 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)

伝票番号

廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者) [整備の場合:整備する機器の所有者等(第一種特定製品の整備の発注者)]			
機器所有者等の氏名又は名称		交付の年月日	年 月 日
上記の住所	〒	電話	
担当者	部署名 氏名	FAX	
廃棄する機器がある施設(建物)名			
上記の住所	〒		
廃棄する機器の種類及び台数		建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)	
エアコンディショナー 台	冷蔵機器及び冷凍機器 台	解体(修繕等)あり	解体(修繕等)なし
フロン類の引渡し先 (右記該当枠にレ点)	□ 第一種フロン類充塡回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充塡回収業者欄に記入する)	□ 取次者に委託する(取次者欄に記入する)	

取次者 (第一種フロン類引渡受託者) [整備の場合:(第一種特定製品の整備者)]			
取次者の氏名又は名称		回付の年月日	年 月 日
上記の住所	〒	電話	
担当者	部署名 氏名	FAX	
フロン類の引渡し先 (右記該当枠にレ点)	□ 第一種フロン類充塡回収業者に依頼する(第一種フロン類充塡回収業者欄に記入する)		

第一種フロン類充塡回収業者					
登録番号		フロン類引取り終了した年月日	年 月 日	引取証明書交付の年月日	年 月 日
登録都道府県	都道府県				
第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称		充塡回収技術者氏名			
上記の住所	〒	電話			
担当者	部署名 氏名	FAX			

廃棄する機器の所有者等(以下、機器の所有者等)の注意事項

①フロン類の回収依頼は、できるだけ、第一種フロン類充塡回収業者(以下、充塡回収業者)へ直接依頼してください。
②充塡回収業者へ直接依頼する場合は以下の通りです。
・A票の機器の所有者等欄と充塡回収業者欄に記入し、A票を保存(3年間)し、E票とF票を充塡回収業者へ交付します(この場合、C票およびE票(写)は不要)。
・フロン類の回収は、回収場所を所管する都道府県知事に登録された充塡回収業者に依頼し、必ず登録番号を確認してください。
③廃棄する機器の種類欄には、エアコンディショナーと冷凍・冷蔵機器を区分けして記載する必要があります。エアコンディショナーとは人を冷暖房する機器、冷凍・冷蔵機器とは物を冷凍・冷蔵する機器のことです。一般的な目安として、表紙裏の表を参照してください。
④取次者に委託する場合は、機器の所有者等欄と取次者欄に記入し、A票を保存(3年間)し、C票・E票・E票(写)・F票を取次者へ交付します。
⑤A票を交付してから30日(建物の全部または一部解体を伴う場合は90日)を経過しても、E票またはE票(写)が回付されない場合は、回収場所の都道府県知事へ報告する必要があります。
⑥この行程管理票は、複写式であるため、できるだけ強く記入してください。

発行元:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

E票(写)

引取証明書(写)
推奨版

機器の所有者等が保存

□ 機器整備・修理 (機器の整備・修理時に使用する場合は、左記にレ点を記入)

伝票番号

廃棄する機器の所有者等 (第一種特定製品廃棄等実施者) [整備の場合:整備する機器の所有者等(第一種特定製品の整備の発注者)]			
機器所有者等の氏名又は名称		交付の年月日	年 月 日
上記の住所	〒	電話	
担当者	部署名 氏名	FAX	
廃棄する機器がある施設(建物)名			
上記の住所	〒		
廃棄する機器の種類及び台数		建物解体(含修繕・模様替え)の有無(下記該当に○印)	
エアコンディショナー 台	冷蔵機器及び冷凍機器 台	解体(修繕等)あり	解体(修繕等)なし
フロン類の引渡し先 (右記該当枠にレ点)	□ 第一種フロン類充塡回収業者に直接依頼する(第一種フロン類充塡回収業者欄に記入する)	□ 取次者に委託する(取次者欄に記入する)	

取次者 (第一種フロン類引渡受託者) [整備の場合:(第一種特定製品の整備者)]			
取次者の氏名又は名称		回付の年月日	年 月 日
上記の住所	〒	電話	
担当者	部署名 氏名	FAX	
フロン類の引渡し先 (右記該当枠にレ点)	□ 第一種フロン類充塡回収業者に依頼する(第一種フロン類充塡回収業者欄に記入する)		

第一種フロン類充塡回収業者					
登録番号		フロン類引取り終了した年月日	年 月 日	引取証明書交付の年月日	年 月 日
登録都道府県	都道府県				
第一種フロン類充塡回収業者の氏名又は名称		充塡回収技術者氏名			
上記の住所	〒	電話			
担当者	部署名 氏名	FAX			

下記のとおりフロン類を回収しました。

管理番号

回収量等: フロン類の種類 / 第一種特定製品の種類	CFC		HCFC		HFC		計	
エアコンディショナー	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
冷蔵機器及び冷凍機器	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
計	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
銘板に記載されている充塡量(判る範囲で記入する)	台	kg	台	kg	台	kg	台	kg
フロン類が回収できなかった場合の台数及び要因	台	要因:						

発行元:一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構(JRECO)

機器の廃棄時の取組

・機器廃棄時
廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡す際には、**引取証明書の写しを作成し、機器と一緒に渡す。**

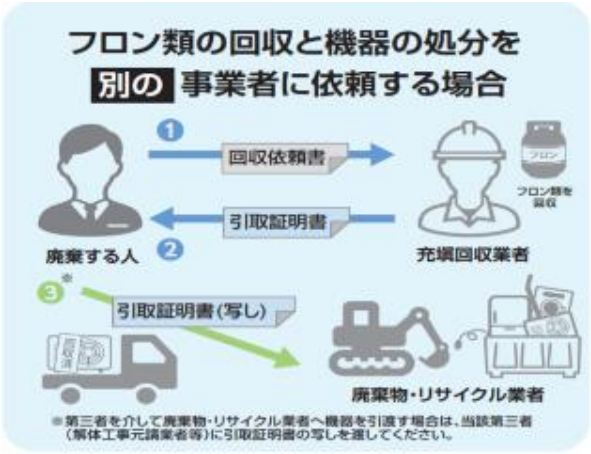

・建物解体時の機器廃棄時
解体工事の場合には、元請業者から事前説明された**対象機器設置有無の確認書面を3年間保存**

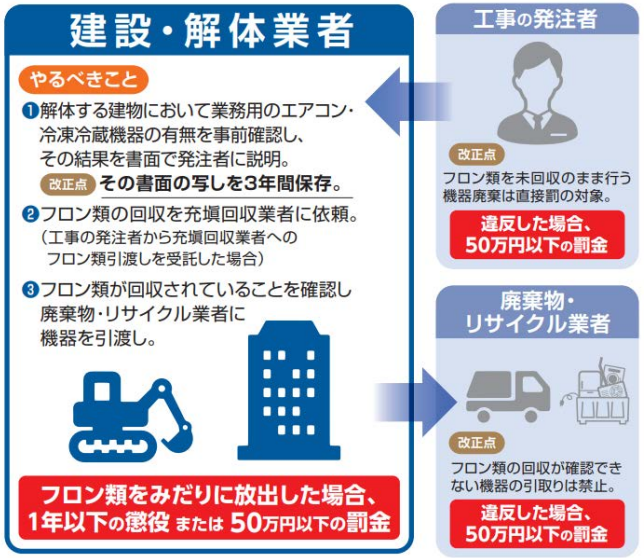

出典:経済産業省
フロン排出抑制法リーフレット

廃棄時等のフロン類の流れ

解体工事

機器廃棄

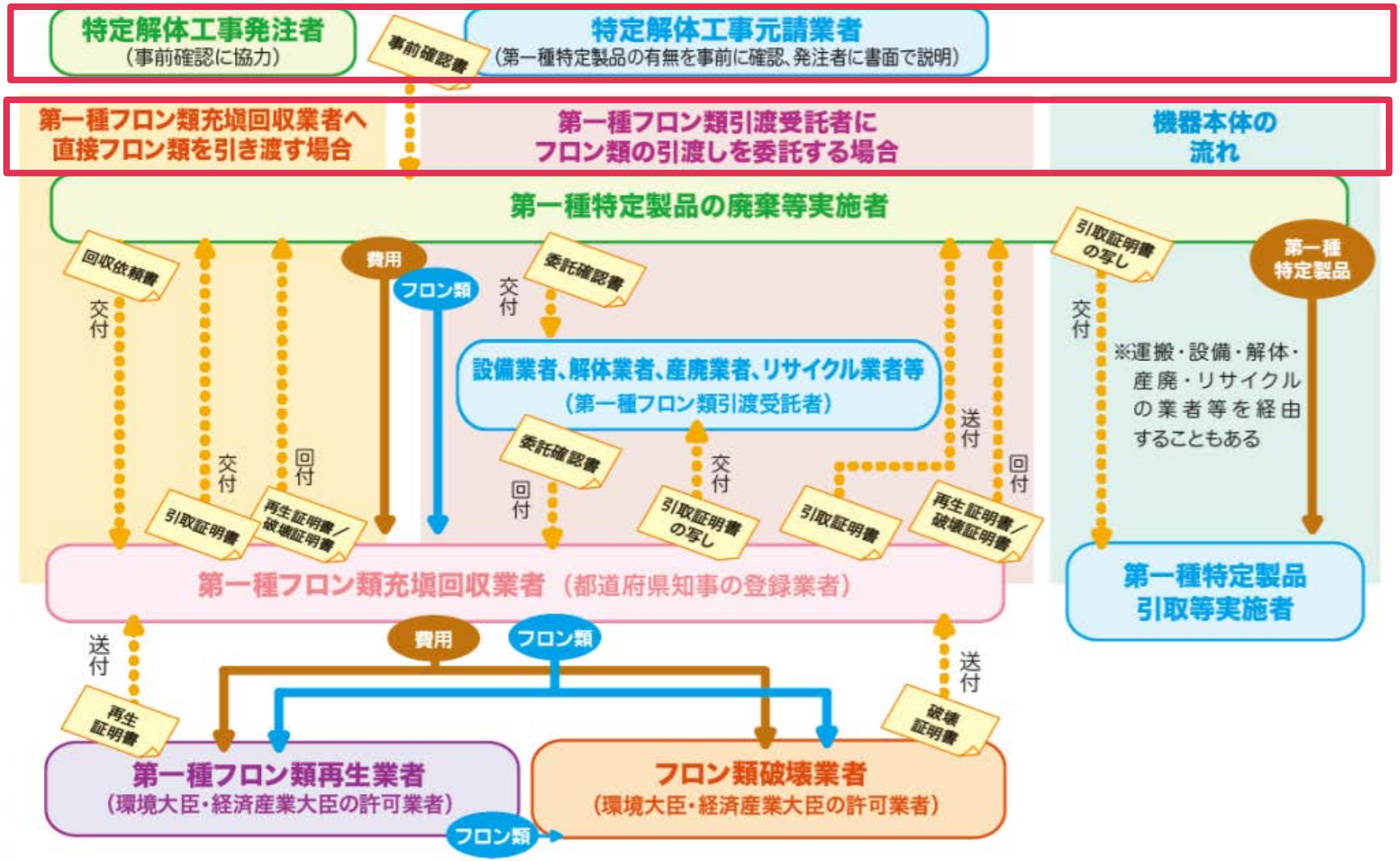

〔出典〕フロン排出抑制法説明会資料（環境省）

フロン排出抑制法の一部改正（令和2年4月1日施行）

段　階	内　容	改正前	改 正 後
①機器使用時	点検記録の保存期間	機器廃棄まで	機器廃棄後3年間
↓ ②機器廃棄時	フロン回収済の証明	―	（新規） フロン回収済み証明（引取証明書の写し）の交付
↓	フロン回収義務違反への措置	間接罰 （勧告→命令→罰則の3段階）	直罰 （1段階）
③建物解体時	解体する建物における対象機器の有無の確認	―	（新規） 元請業者から提出される事前確認書類の保存（3年間）

要注意！よくある不備

- ✓ **点検対象機器の把握漏れ**
  …特にウォータークーラー
- ✓ **現在使用していない機器の点検漏れ**
  …フロンが入っていれば点検が必要です！
- ✓ **点検した結果の記録をしていない**

冷凍設備・医療用ガス・試験研究設備等（該当法令：高圧ガス保安法）

高圧ガス保安法の適用対象

「冷凍設備」を保有している場合、高圧ガス保安法の対象になる場合があります。

施設の種類	規制対象規模
冷凍機	冷凍能力が3t以上のうち 高圧ガスを使用しているもの

▶ 高圧ガスの定義

①圧縮ガス
　1）常用の温度で1MPa以上であって、現に圧力が1MPa以上であるもの
　2）35℃で圧力1MPa以上となるもの
②圧縮アセチレン
　1）常用の温度で0.2MPa以上であって、現に圧力が0.2MPa以上であるもの
　2）15℃で圧力0.2MPa以上となるもの
③液化ガス
　1）常用の温度で0.2MPa以上であって、現に圧力が0.2MPa以上であるもの
　2）圧力が0. 2MPa以上となる温度が35℃以下のもの
④その他
　35℃で圧力 0Pa を超える液化ガスで次のもの
　　液化シアン化水素、液化ブロムメチル、液化酸化エチレン

適用判断フローチャート

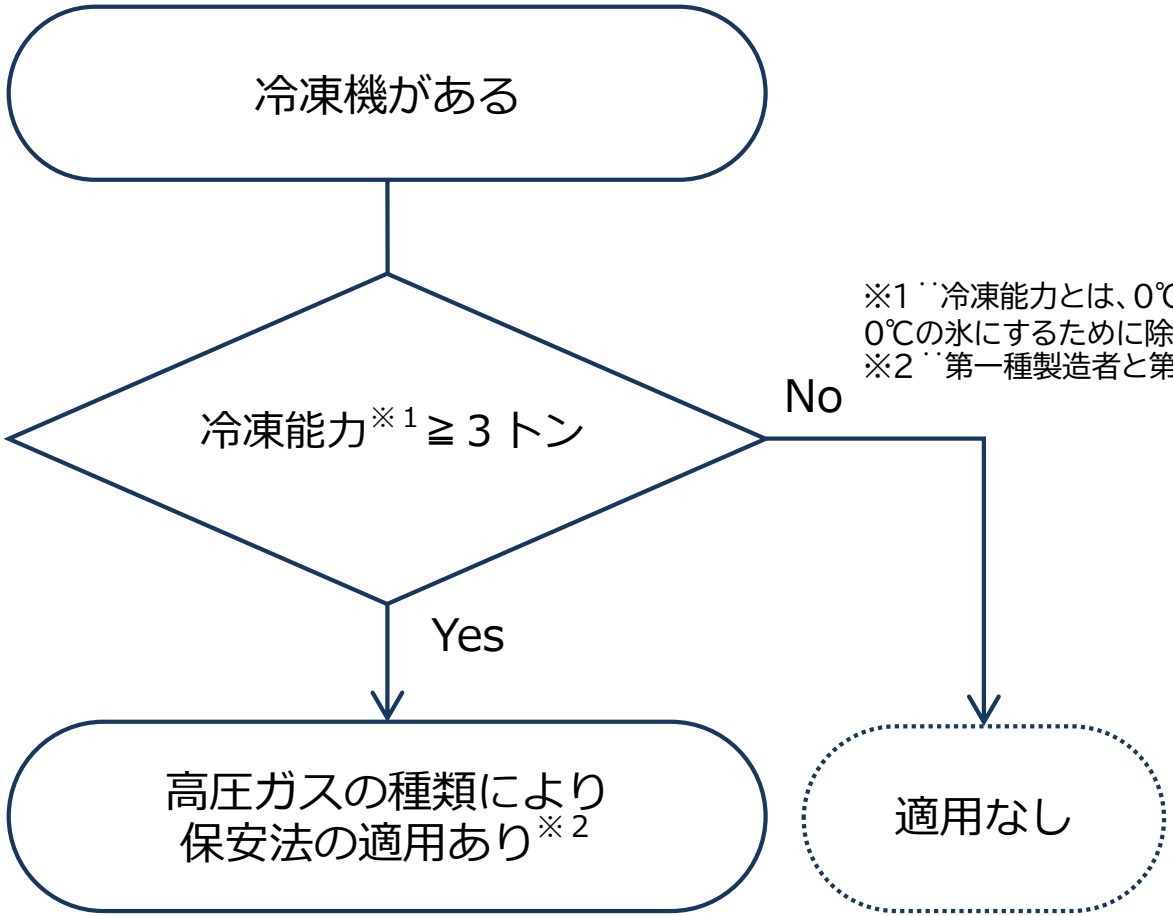

※1‥冷凍能力とは、0℃の水1トンを24時間で0℃の氷にするために除去すべき熱量のこと。
※2‥第一種製造者と第二種製造者の区分あり

高圧ガス製造者の区分(冷凍)

・第一種製造者…製造しようとする者が、事業所ごとに都道府県知事の許可を受けた者
・第二種製造者…製造しようとする者が、事業所ごとに都道府県知事への届出を行う者
・その他の製造者‥許可・届出は必要ないが、漏えい等が発生したときは、**事故届**が必要

第一種ガス※、
フルオロカーボン及び
アンモニア
以外が冷媒の場合

第一種ガス※
が冷媒の場合

不活性でないフルオロ
カーボン及びアンモニア
が冷媒の場合

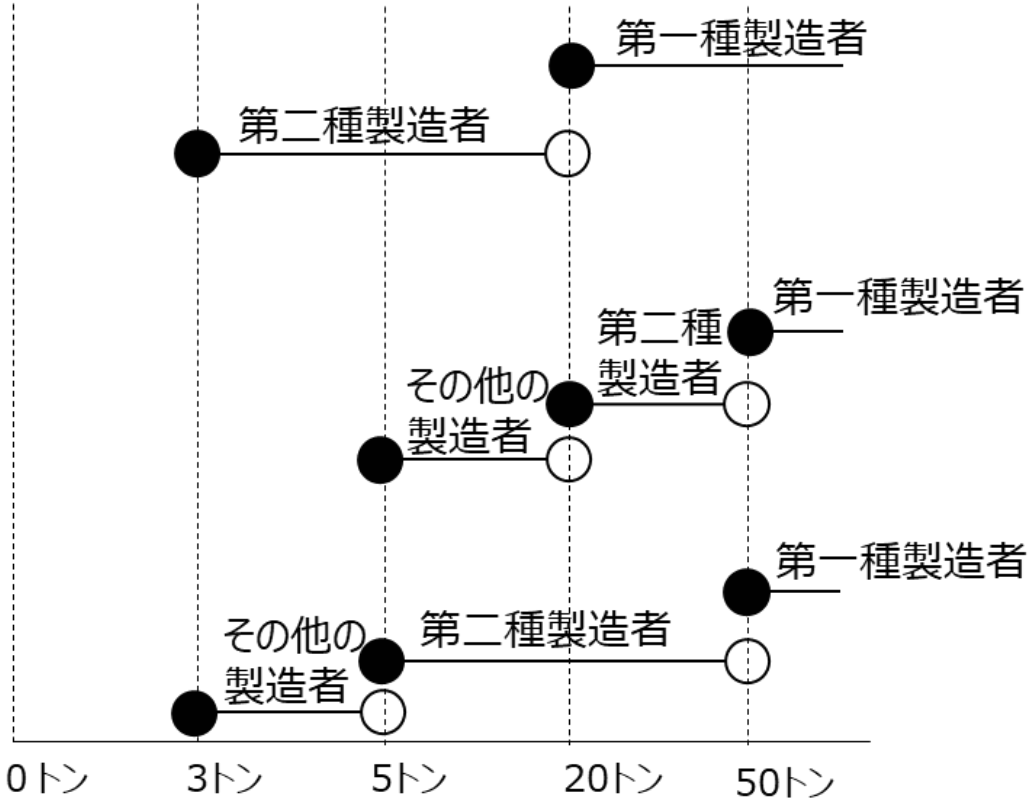

●はその数値を含む
○はその数値を含まない

出典:高圧ガス保安協会　高圧ガス保安法の基礎シリーズ
※高圧ガス保安法施行令の一部改正 及び 冷凍保安規則等の一部改正(令和3年10月27日施行)により一部修正

※第一種ガス:ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン(難燃性の基準に適合するものに限る。)又は空気

毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（毒劇法））

毒物劇物取締法の適用対象

指定された毒物・劇物(医薬品・医薬部外品以外)を業務上取り扱う際に適用される。

▶ 毒物・劇物の種類(抜粋)

区分	化合物
毒物 (法第2条別表第1に掲げるもの)	黄リン、水銀、ヒ素　など
劇物 (法第2条別表第2に掲げるもの)	塩化水素、アンモニア、過酸化水素、水酸化ナトリウム、メタノール、硫酸、よう素、硝酸、ナトリウム　など

適用判断フローチャート

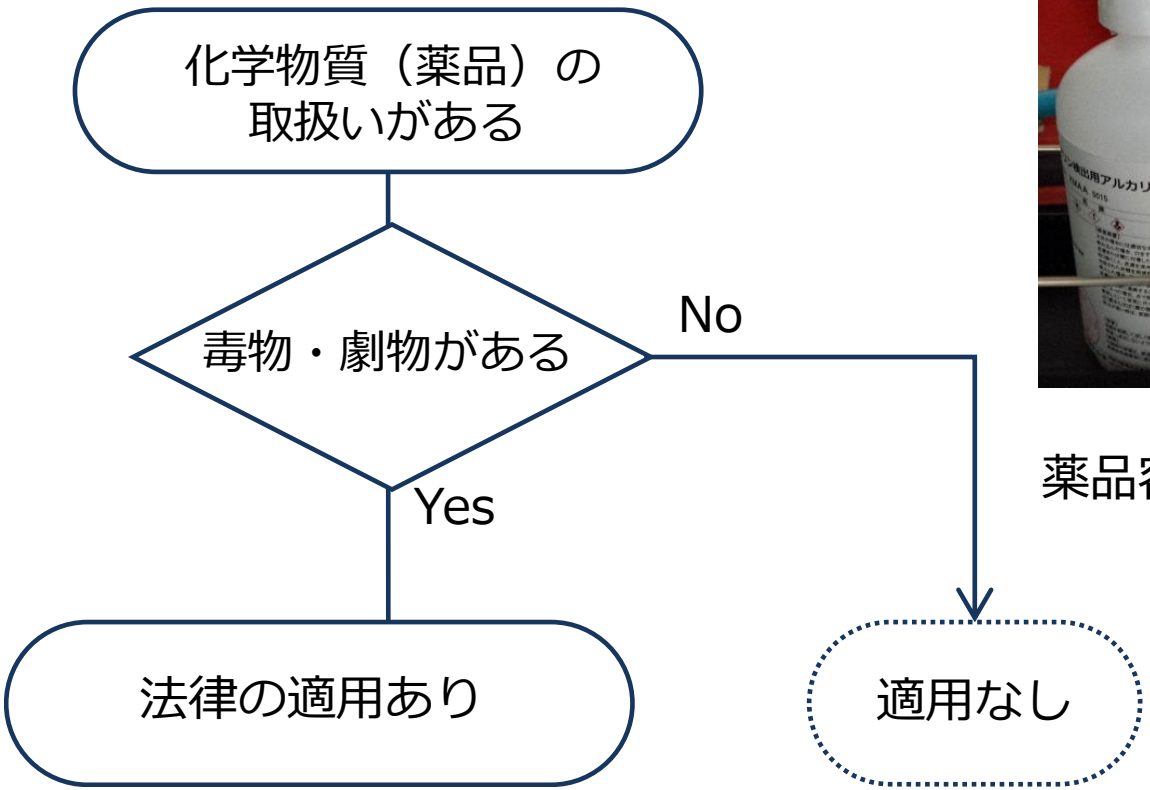

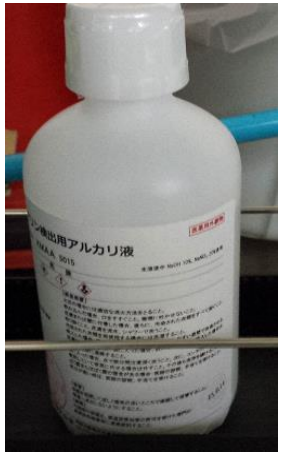

薬品容器(例)

薬品保管庫(例)

遵守事項

- **保管場所及び容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示**※表示例は次ページ参照
- **盗難・紛失の防止措置（施錠、管理簿）**
- 盗難・紛失時の警察署への届出
- 運搬中又は施設外への漏洩・流出等の防止措置
- 漏洩・流出等時の保健所、警察署又は消防署への届出（多数の者に危害が及ぶ場合）
- **飲食物容器の使用禁止**
- **廃棄基準の遵守**

厚生労働省 医薬局化学物質安全対策室（毒物及び劇物取締法の規制の概要）
https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/gaiyou/kisei/zyoubun/kizyun/haikikizyun.html

保管場所及び容器への表示

医薬用外毒物

医薬用外劇物

※「医薬用外毒物」は赤地に白字、
「医薬用外劇物」は白地に赤字の表示。

危険物（該当法令：消防法・火災予防条例）

適用判断フローチャート

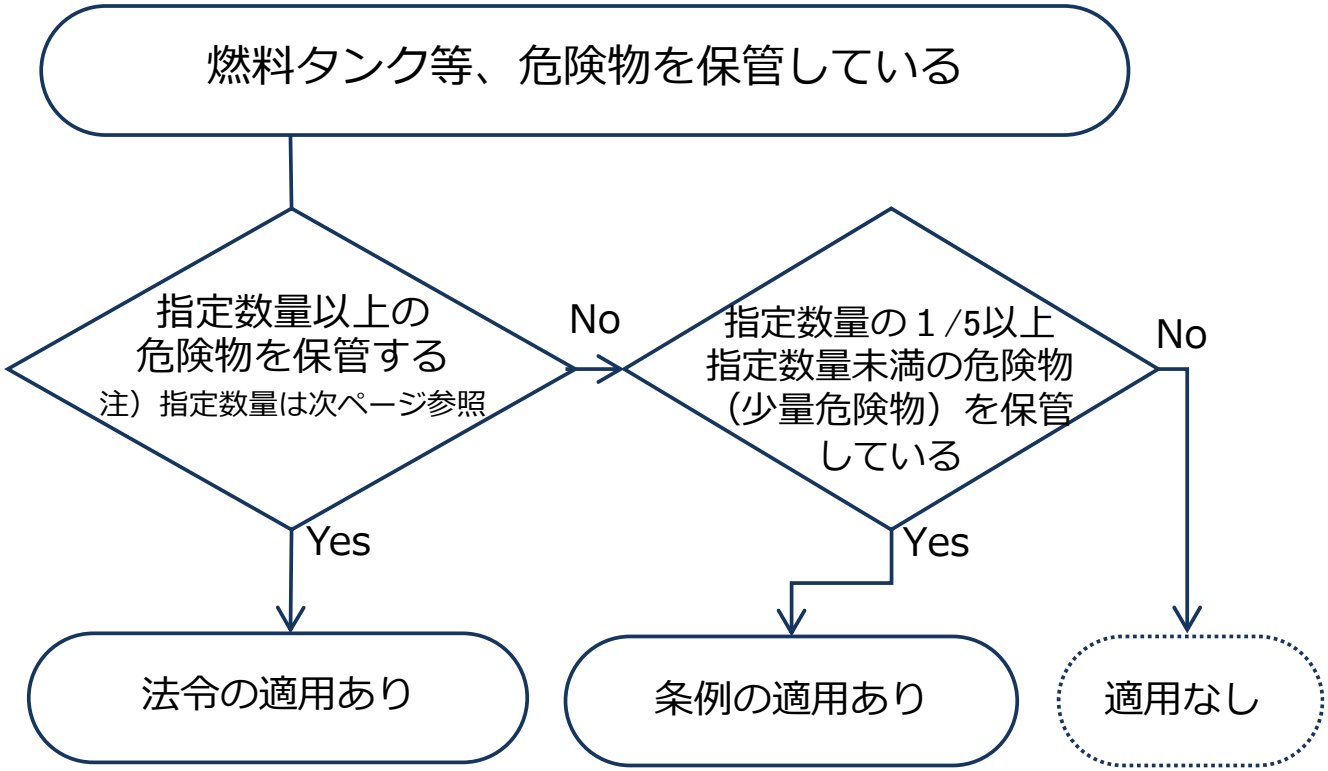

屋外タンク（例）

地下タンク地上部（例）

消防法・火災予防条例の適用対象

危険物を一定量以上保管する場合に適用されます。

▶ 消防法

指定数量以上

▶ 火災予防条例

指定数量の1/5以上かつ指定数量未満（少量危険物）

【危険物の分類と指定数量（抜粋）】

区分	指定数量（上段） 少量危険物量（下段）	主な 対象物質
第1石油類 （非水溶性液体）	200ℓ以上	ガソリン・トルエン・ベンゼン　など
	40ℓ以上200ℓ未満	
第2石油類 （非水溶性液体）	1,000ℓ以上	灯油・軽油　など
	200ℓ以上1,000ℓ未満	
第3石油類 （非水溶性液体）	2,000ℓ以上	重油　など
	400ℓ以上2,000ℓ未満	
第4石油類	6,000ℓ以上	ギヤー油・潤滑油　など
	1,200ℓ以上6,000ℓ未満	
第4類 アルコール類	400ℓ以上	メチルアルコール、エチルアルコール　など
	80ℓ以上400ℓ未満	

※消毒用アルコールは、**アルコールの濃度が60%以上（重量%）**の製品が危険物に該当

順守事項 ①

危険物貯蔵所設置(変更)許可等

危険物を貯蔵する燃料タンクを設置(又は構造変更)する場合は消防本部及び消防署を置く市町村の場合は市町村長、それ以外の場合は、都道府県知事へ申請し、許可を受ける。

少量危険物貯蔵取扱所設置届等

少量危険物を貯蔵する燃料タンクを設置(又は構造変更)する場合は10日前までに所管の消防署へ届け出る。

順守事項 ②

技術基準の順守（抜粋）

・見やすい箇所に標識及び掲示板を設ける。

【危険物】

―標識―

地は白色、文字は黒色

―掲示板―

地は白色、文字は黒色

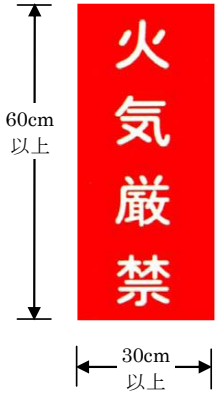

地は赤色、文字は白色

【少量危険物】

―標識―

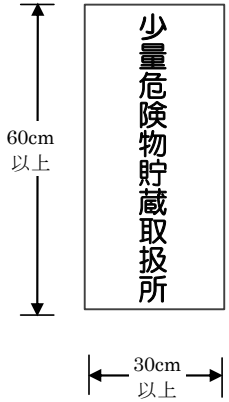

地は白色、文字は黒色

―掲示板―

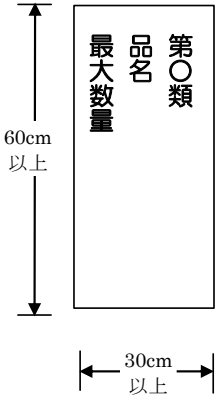

地は白色、文字は黒色

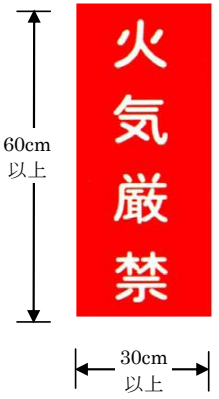

地は赤色、文字は白色

技術基準の順守（つづき）

【危険物】（地下タンク貯蔵所の例（抜粋））

・周囲には、危険物の漏れを検知するための漏えい検査管等を設ける。

・液体の危険物タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設ける。

・地下貯蔵タンクの外面は保護する。

【少量危険物】（抜粋）

・ 排水溝、さく等で境界を明示すること。（屋外の場合）

・ 床は危険物が浸透しない構造とし、ためます等を設けること。（屋内の場合）

・ タンク室以外で保管する場合、危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための有効な措置を講ずること。（屋内の場合）

・ 屋外貯蔵タンクには、防油堤（タンク容量の110%以上）を設置すること。

順守事項 ④

危険物保安監督者の届出

危険物取扱者（甲種又は乙種）で、6月以上危険物取扱いの実務経験を有する者を危険物保安監督者として定め、市町村等に届け出る。

定期点検及び記録

定期的に施設を点検し、その記録を作成し保存する。
（※施設区分により異なるが、地下タンク貯蔵所はすべてに適用）

廃棄物（該当法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法））

知らなかったから書類送検！？　自治体の廃棄物処理法違反事案

産業廃棄物の処分を無許可の業者に委託していたとして、

東京都内の区と区職員24人が廃棄物処理法違反容疑で書類送検（令和2年2月21日発表）。

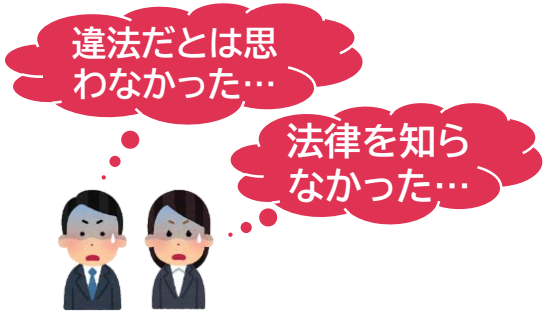

【主な原因】

・廃棄物処理に関する職員の認識不足

・組織としてのチェック機能の不足

法　人

行政処分を受け事業活動に大きな支障が出たり、**社会的信用を大きく失う**ことになる

担当者

内容によっては**法的処分（罰金、懲役等）**や組織内処分が科される

廃棄物処理法の罰則の例

違法行為	行為者（個人）		法人
	懲役	罰金	罰金
不法投棄を行った場合	5年以下	1千万円以下	3億円以下
無許可の処理業者に委託した場合	5年以下	1千万円以下	1千万円以下
マニフェストを交付しない場合	6か月以下	100万円以下	100万円以下
産業廃棄物処理委託契約書を作成しなかった場合	3年以下	300万円以下	300万円以下

排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を

自らの責任において適正に処理しなければならない

❶ 廃棄物を出した事業者（排出事業者）が
　自ら処理をする

❷ 廃棄物処理の許可を持った事業者
　（廃棄物処理業者）に処理を委託する

どちらの場合でも、

自らの責任において適正に処理を行う

廃棄物の種類

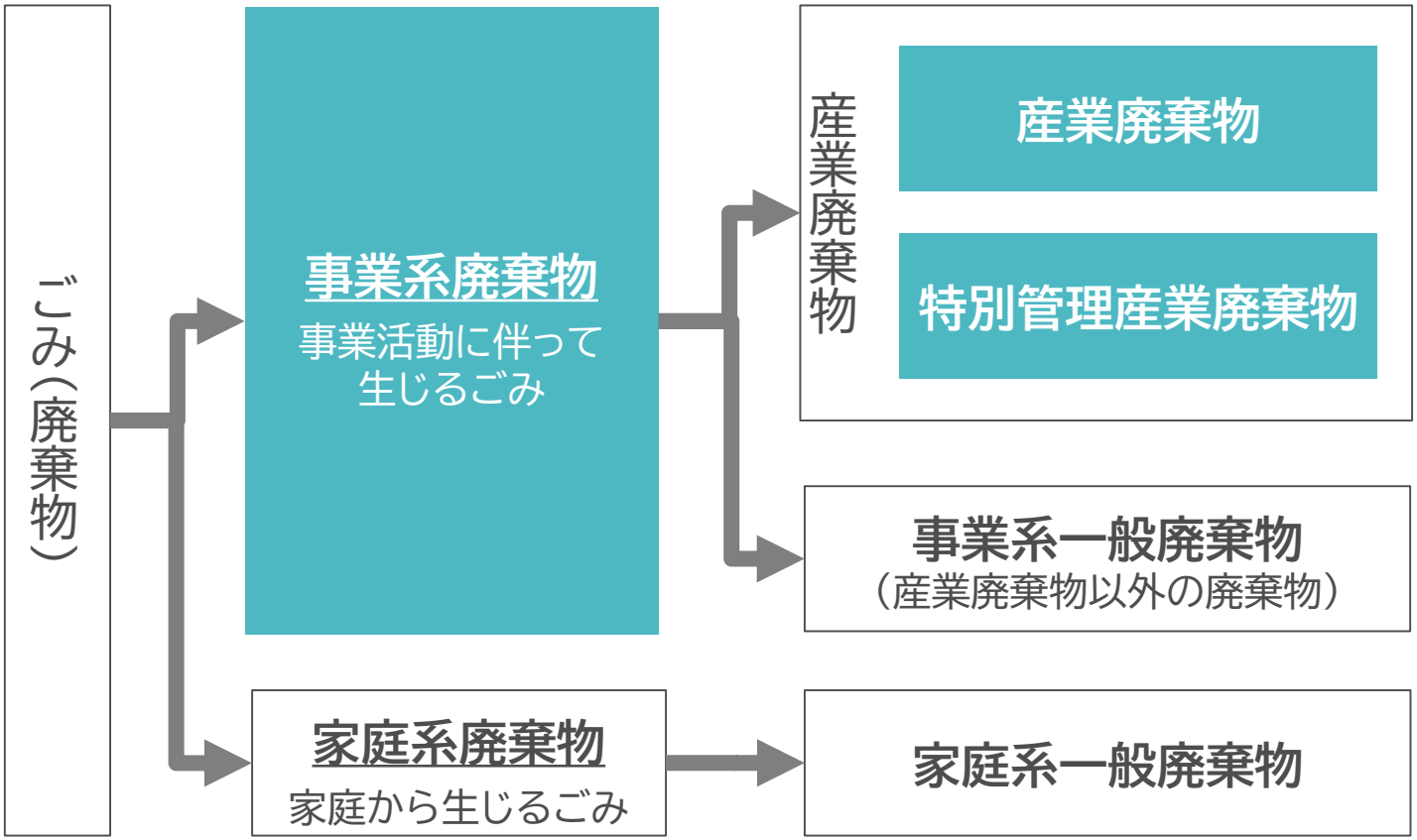
ごみ（廃棄物）
事業系廃棄物
事業活動に伴って生じるごみ
家庭系廃棄物
家庭から生じるごみ
産業廃棄物
産業廃棄物
特別管理産業廃棄物
事業系一般廃棄物
（産業廃棄物以外の廃棄物）
家庭系一般廃棄物

産業廃棄物の種類

産業廃棄物				特別管理産業廃棄物	
1	燃え殻	11	がれき類	1	廃油（引火性廃油）
2	汚泥	12	ばいじん	2	廃酸（廃強酸）
3	廃油	13	木くず	3	廃アルカリ（廃強アルカリ）
4	廃酸	14	紙くず	4	感染性廃棄物
5	廃アルカリ	15	繊維くず	5	特定有害産業廃棄物 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等及びその他の処理物*、廃石綿等*、有害産業廃棄物* *：排出元の施設限定あり
6	廃プラスチック類	16	植物性残さ		
7	ゴムくず	17	動物系固形不要物		
8	金属くず	18	動物の糞尿		
9	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	19	動物の死体		
10	鉱さい	20	産業廃棄物を処分するために処理したもので1~19に該当しないもの		

…業種限定のある産業廃棄物

身近な産業廃棄物の例

汚泥	排水処理設備や厨房グリストラップの沈殿物
廃油	調理場からの廃油、機械点検時の廃油
廃酸・廃アルカリ	廃薬品
廃プラスチック	発泡スチロール・PPバンド・ラップ、廃タイヤ、CD類、ケース類、ボールペン、ペットボトル
金属くず	飲料缶、菓子缶、クリップ、カッター刃、スチール製事務用品（机、ロッカー、キャビネット等）、自転車（タイヤ・サドルを除く）、コンロ・レンジ、**乾電池（汚泥と複合の廃棄物）**
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	飲料びん、電球、食器類、窓ガラス、薬品容器・試験管、**蛍光管（水銀も含む）**

水銀を含む産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物の例）

■ 蛍光ランプ、HIDランプ、放電ランプ

（出典）（一社）日本照明工業会
「事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」
http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jigyo.htm

■気圧計、湿度計、温度計、水銀体温計、水銀式血圧計等

■水銀電池、空気亜鉛電池

（写真出典）環境省

排出事業者の順守事項（産業廃棄物）

① 産業廃棄物の保管

保管基準の順守

② 収集・運搬及び処分の委託契約

委託業者の現地確認（努力義務）

委託基準の順守

（許可業者への委託、
書面による委託契約の締結 等）

③ 廃棄物引き渡し

マニフェストの記載・交付

④ 適正処理の管理

マニフェストの管理

⑤ 知事への報告

マニフェスト交付等状況報告
（期日：6月末）

① 保管基準

・保管場所の周囲に囲いを設け、**掲示板を設置**する　※下図参照
・産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透防止、悪臭や害虫等の発生防止措置

【水銀使用製品産業廃棄物（廃蛍光灯など）の場合】
・他の廃棄物と混合しないために仕切りを設ける
・破損、水銀の流出を防止する

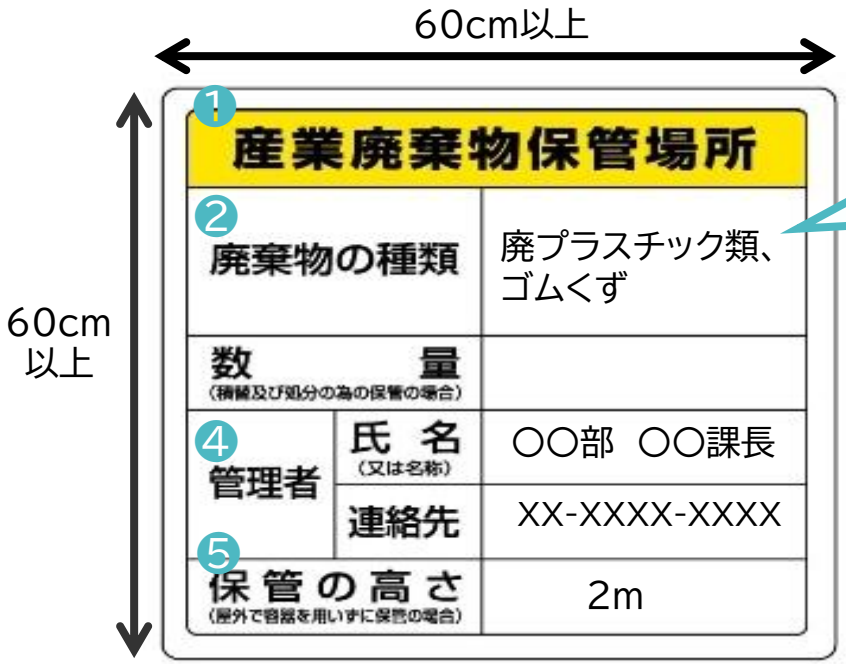

③ 水銀を含む蛍光灯を保管する場合は
「金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）」
と記載が必要です。

① 産業廃棄物の保管の場所である旨
② 保管する産業廃棄物の種類
③ 水銀使用製品産業廃棄物の場合はその旨
④ 保管場所の管理者氏名又は名称及び連絡先
⑤（屋外で産業廃棄物を容器を用いずに山積み保管する場合）最大保管高さ

② 委託基準

- 産業廃棄物処理業の許可業者に委託
- 許可の範囲（品目・地域等）内で委託

→ 許可証を確認

- 処理の状況を確認する（現地確認等）
- 契約書を作成し収集・運搬業者、処分業者と契約締結する
- 契約書には許可証を添付する（許可の有効期限に注意）
- 契約書は契約終了の日から5年間保存する

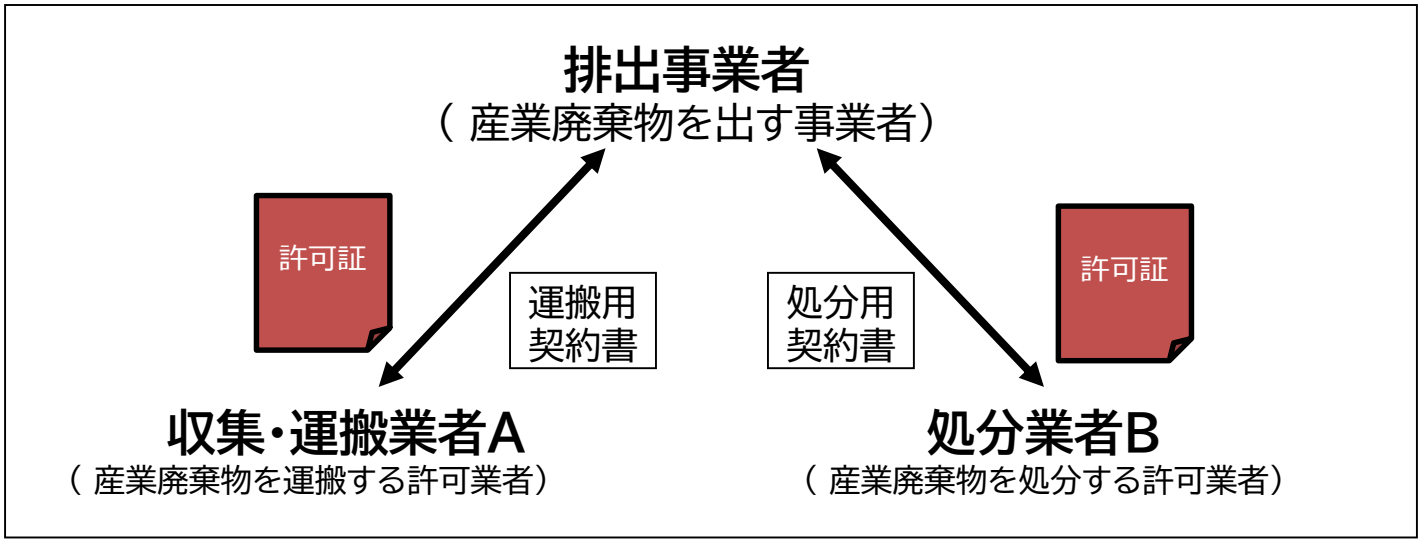

② 委託基準（許可証の確認ポイント）

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　第　0000000000　号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　○○県○○市○○丁目○○番○○号

氏　名　　○○○○株式会社
代表取締役　○○ ○○

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた

○○○知事

許可の年月日　　平成○○年○○月○○日

許可の有効期限　　令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲
   （1）業の区分
   収集運搬業（積替・保管を除く。）
   （2）産業廃棄物の種類
   廃プラスチック類、紙くず、木くず

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該
   保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み
   なし

3. 許可の条件
   なし

4. 許可の更新又は変更の状況
   平成○○年○○月○○日　　新規許可
   平成○○年○○月○○日　　更新許可

5. 積替え許可の有無　　無

6. 規則第 9 条の 2 第 5 項の規定による許可証の提出の有無　　無

許可の年月日　　平成○○年○○月○○日

許可の有効期限　　令和○○年○○月○○日

1. 事業の範囲
   （1）業の区分
   収集運搬業（積替・保管を除く。）
   （2）産業廃棄物の種類
   廃プラスチック類、紙くず、木くず

② 委託基準（契約書の法定記載事項）

必要な状況		委託の種類への対応	
		収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類		●	●
委託する産業廃棄物の数量		●	●
運搬の最終目的地		●	
処分又は再生の場所の所在地			●
処分又は再生の方法			●
処分又は再生の施設の処理能力			●
最終処分の場所の所在地			●
最終処分の方法			●
最終処分施設の処理能力			●
委託契約の有効期間		●	●
委託者が受託者に支払う料金		●	●
産業廃棄物許可業者の事業の範囲		●	●
（収集・運搬）積替え又は保管	積替え保管場所の所在地	●	
	積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	●	
	安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	●	
処理に必要な情報 委託者側から適正	産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	●	●
	通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	●	●
	他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	●	●
	JIS C 0950に規定する含有マークの表示に関する事項	●	●
	石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、**水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨**	●	●
	その他、取り扱う際に注意すべき事項	●	●
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記６項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項		●	●
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項		●	●
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い		●	●

委託業者の現地確認

委託業者の現地確認（努力義務）

産業廃棄物の処分を委託する場合は、事前に委託先の処分業者が、適正に処理できる能力を有するかどうかを確認する。

❶ 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地で確認

❷ 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認

【実地確認チェック事項（例）】
- □ 許可の内容と事業者の実態は一致しているか
- □ 契約書やマニフェストは適切に保管されているか
- □ 委託先の事業者の処理施設の規模や能力は委託内容に比べて十分か
- □ 処理施設や積替保管の場所は清掃が行き届いているか
- □ 受け入れた廃棄物の管理は適切か、過剰に保管されていないか
- □ 処理施設の周辺の環境に配慮をしているか

③ 廃棄物の引き渡し

記載内容

法定記載事項を満たすこと

交付時

記載内容と、契約内容や引き渡す廃棄物の情報に相違がないことを確認の上、交付する

④ 適正処理の管理

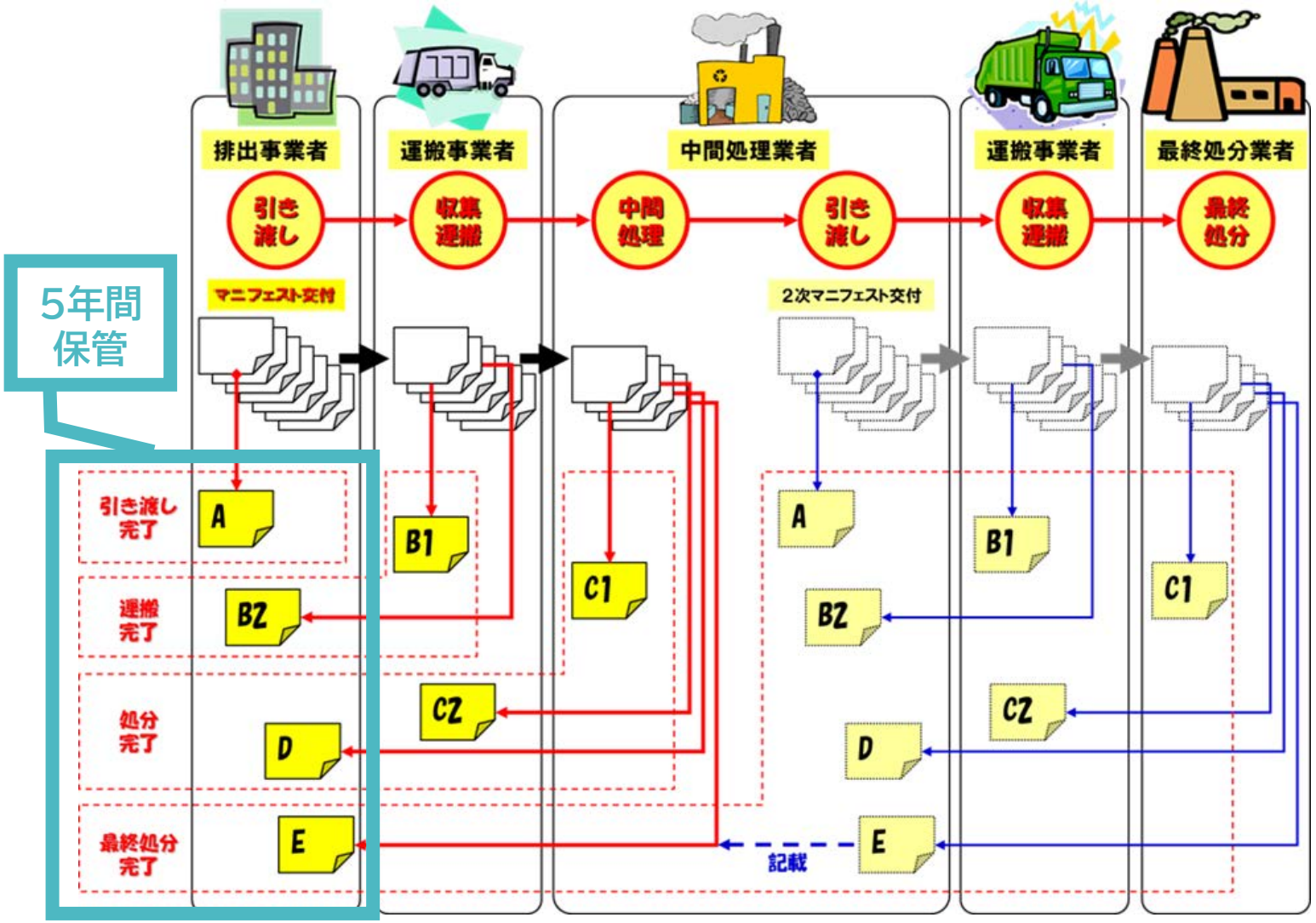
排出事業者
運搬事業者
中間処理業者
運搬事業者
最終処分業者
引き渡し
収集運搬
中間処理
引き渡し
収集運搬
最終処分
5年間保管
マニフェスト交付
2次マニフェスト交付
引き渡し完了
運搬完了
処分完了
最終処分完了
A
B1
C1
A
B1
C1
B2
B2
C2
C2
D
D
E
E
記載

④ 適正処理の管理

- 委託処理業者から返送されたマニフェストの写し（B2、D、E票）により、処理の終了を確認する。
- 法定期日内にマニフェストの返送がない場合は、適切な措置を講じ「措置内容報告書」を提出する。

マニフェストの法定受領期間

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
B2票 D票	交付の日から 90日以内	交付の日から 60日以内
E票	交付の日から180日以内	

上記期間内に受領できない場合（処理困難な場合を含む）

- 処理状況の確認（委託業者に対する催促、確認など）
- 必要な措置の実施（実地確認、適正処理、契約解除など）
- 知事に報告（法定期限後30日以内）

⑤ 知事への報告

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告

【対 象 者】前年度(4月1日～3月31日)に
マニフェストを交付した事業者
※電子マニフェストは対象外

【報告内容】前年度1年間における産業廃棄物の種類、
排出量、マニフェスト交付数　等
※指定の報告様式にて提出

【提出期限】毎年6月30日まで

【提 出 先】　事業所の所在地を管轄する地域県
政総合センター
(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市内の事業所はそれぞれの市)

神奈川県HP「産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告について」
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/cnt/f4463/index.html

神奈川県の報告書様式

様式第三号（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和　　年度）

令和　　年　　月　　日

（神奈川県知事・横浜市長・川崎市長・横須賀市長・相模原市長）　殿

報告者
住　　所
氏　　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１２条の３第７項の規定に基づき、令和　　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		業種	
事業場の所在地	電話番号		

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									
4									

備考
1　この報告書は、前年４月１日から３月３１日までに交付した産業廃棄物管理票について６月３０日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が２以上ある場合には、これらの事業場を１事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格　A列４番）

要注意！よくある不備

- ✓ **産業廃棄物保管場所の掲示板の不備**
  掲示板が設置されていない・掲示板のサイズが小さい
  掲示板に記載されている産業廃棄物の種類と実際に
  保管している産業廃棄物との整合が取れていない 等

- ✓ **産業廃棄物の処理委託に係る委託契約書の不備**
  法定記載事項の一部が記載されていない 等

- ✓ **マニフェストの記載・管理の不備**
  法定記載事項の一部が記載されていない
  各票の返却日を管理していない 等

- ✓ **マニフェスト交付等状況報告書の未提出**
  知事等への提出期限：毎年６月30日まで

プラスチック製品（該当法令：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

（プラスチック資源循環法）

法律の概要

近年のプラスチックごみ問題の対応のため2022年4月に施行されました。
製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

ライフサイクル	法での措置事項（概要）	対象	対象者	主務大臣
設計・製造	プラスチック使用製品設計指針	プラスチック使用製品	プラスチック使用製品製造事業者等	経産大臣、事業所管大臣（内閣総理大臣、財務大臣、厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）
販売・提供	特定プラスチック使用製品の使用の合理化	特定プラスチック使用製品（12品目）	特定プラスチック使用製品提供事業者（小売・サービス事業者等）	経産大臣、事業所管大臣（厚労大臣、農水大臣、経産大臣、国交大臣）
排出・回収・リサイクル	市区町村による分別収集・再商品化	プラスチック使用製品廃棄物	市区町村	経産大臣、環境大臣
	製造・販売事業者等による自主回収・再資源化	自らが製造・販売・提供したプラスチック使用製品	プラスチック使用製品の製造・販売事業者等	経産大臣、環境大臣
	排出事業者による排出の抑制・再資源化等	プラスチック使用製品産業廃棄物等	排出事業者	経産大臣、環境大臣、事業所管大臣（全大臣）※1

※1 再資源化事業計画に関する事項は、経産大臣・環境大臣に限る

出典：経済産業省 環境省 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律のパンフレット
https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/pamphlet.pdf

各関係主体の役割

プラスチックの資源循環に向けては、すべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要です。

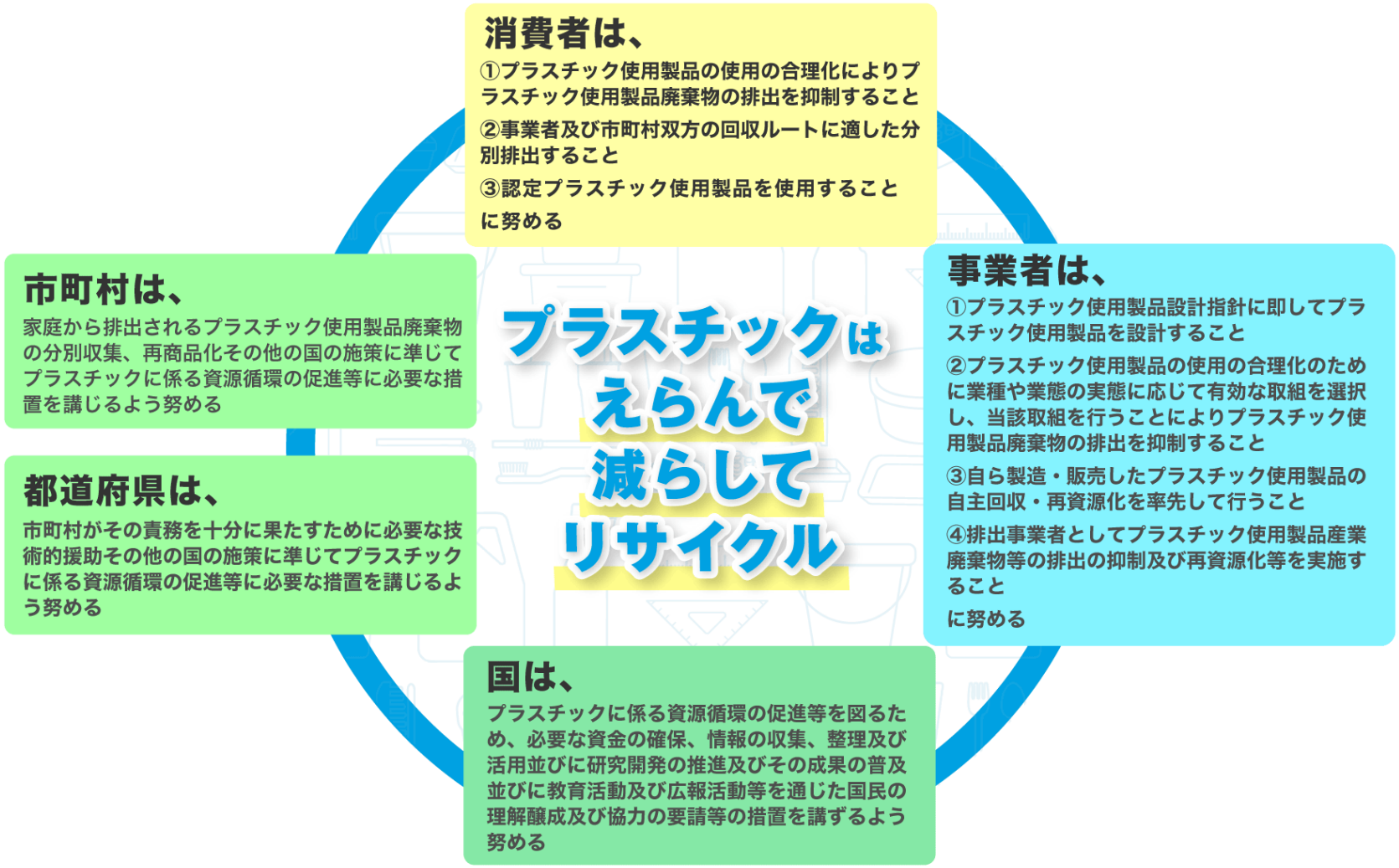

出典：環境省環境省「「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト」
https://plastic-circulation.env.go.jp/

【参考】市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

本制度により、市区町村は、分別収集されたプラスチック使用製品廃棄物を、市区町村の状況に応じて以下の2つの方法で再商品化することが可能となります。

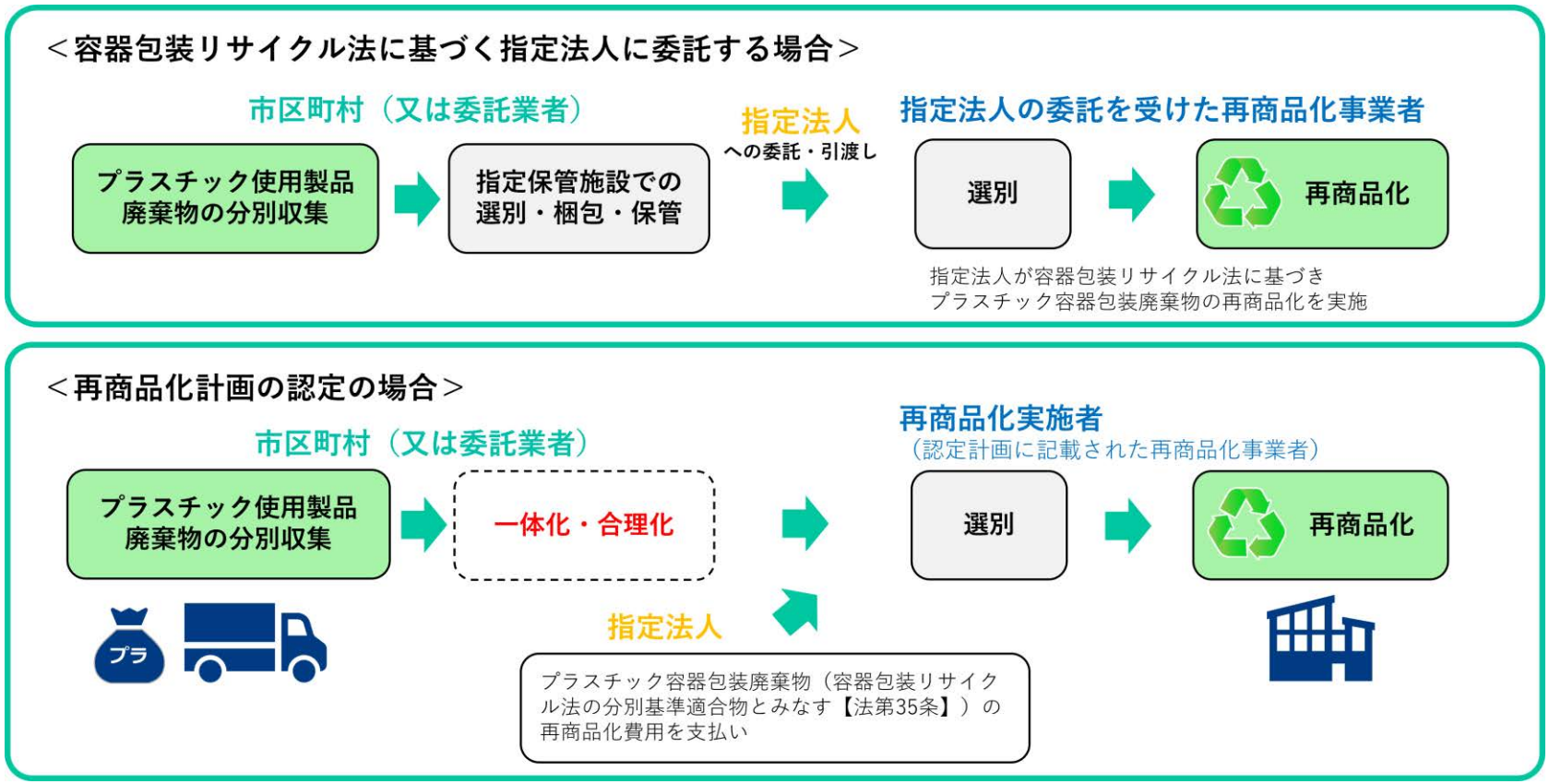

出典：環境省環境省「「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト」
https://plastic-circulation.env.go.jp/

【参考】市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

法施行前

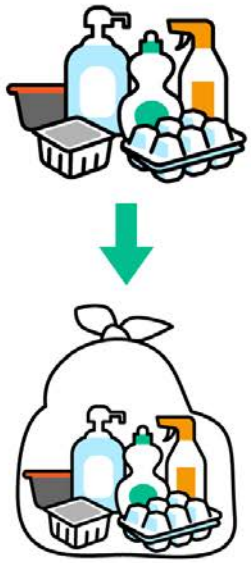

市区町村が分別収集したプラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法の指定法人に引き渡して再商品化することができます。

法施行後

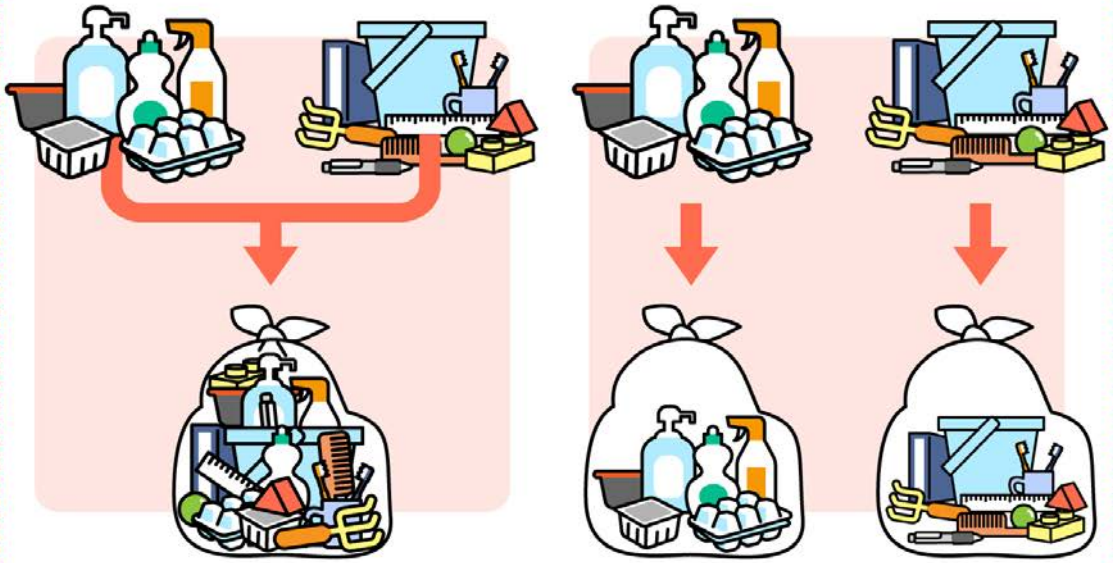

市町村は、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して分別収集する方法（左）、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を別々に分別収集する方法（右）により、分別収集し、容器包装リサイクル法の指定法人に委託する又は再商品化計画の認定を受けることで再商品化することができます。

容器包装リサイクル法の指定法人へ引き渡すことで再商品化を実施

容器包装リサイクル法の指定法人へ委託することで再商品化を実施

再商品化計画の認定を受けることで再商品化を実施

出典：環境省環境省「「プラスチック資源循環」に関する特設ウェブサイト」
https://plastic-circulation.env.go.jp/

PCB廃棄物（変圧器、コンデンサー、安定器等）
（該当法令：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
（PCB特別措置法）

PCBとは？

- 「ポリ塩化ビフェニル化合物」の総称
- トランス（変圧器）、コンデンサー（蓄電器）、蛍光灯等の安定器の絶縁油など様々な用途に利用されていた
- 毒性が強く人体に悪影響を及ぼすことから、現在は、新たな製造が禁止されている

高圧トランス（変圧器）	高圧コンデンサー（蓄電器）	安定器

写真出典：環境省パンフレット 「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けて」

PCB使用製品とPCB廃棄物

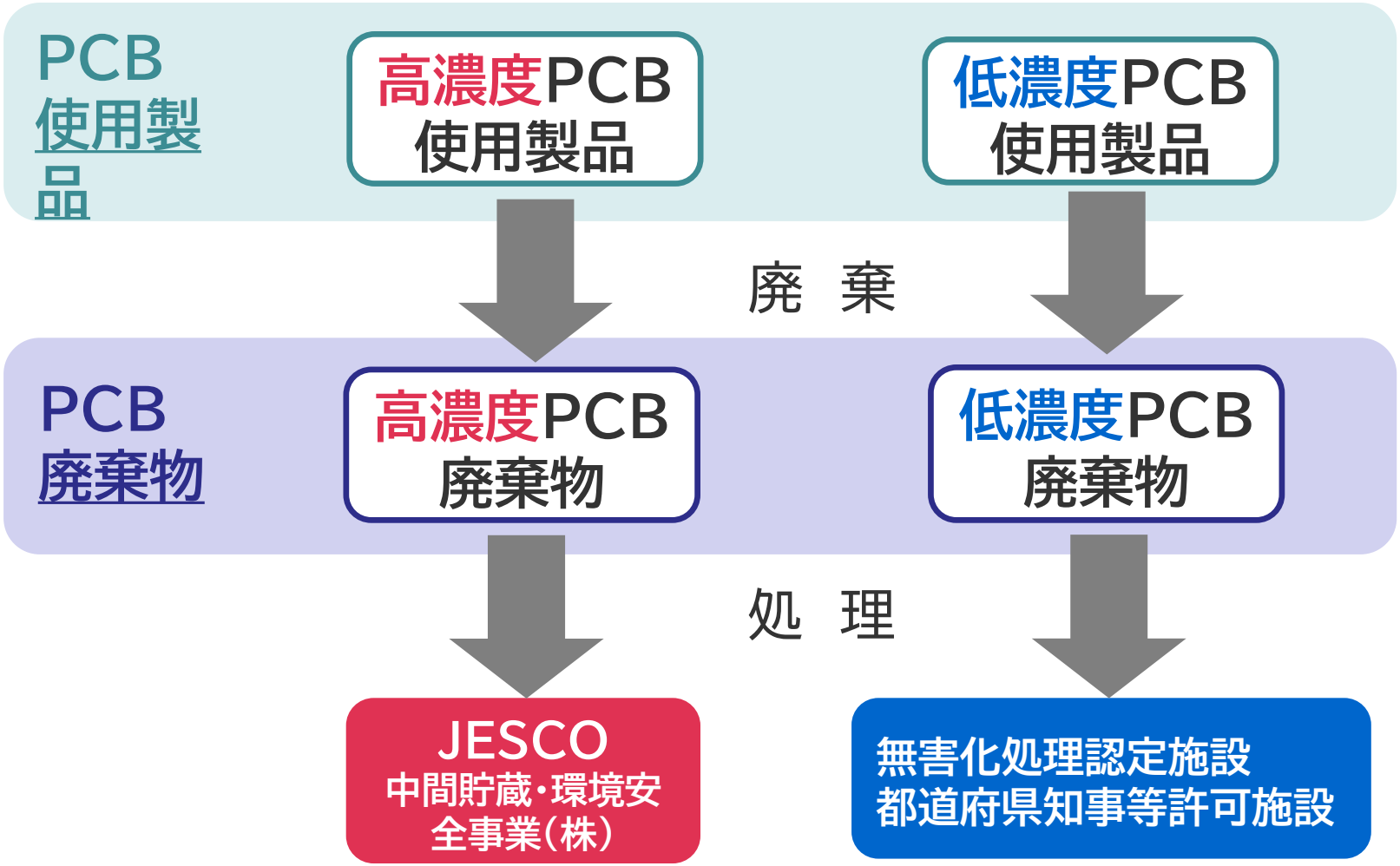

※JESCOは令和7年度中に事業終了
JESCO事業終了後は高濃度PCB廃棄物は処分ができなくなる

PCB含有の確認方法①(トランス・コンデンサー等)

詳細は各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会のホームページを参照
https://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb hanbetsu.html

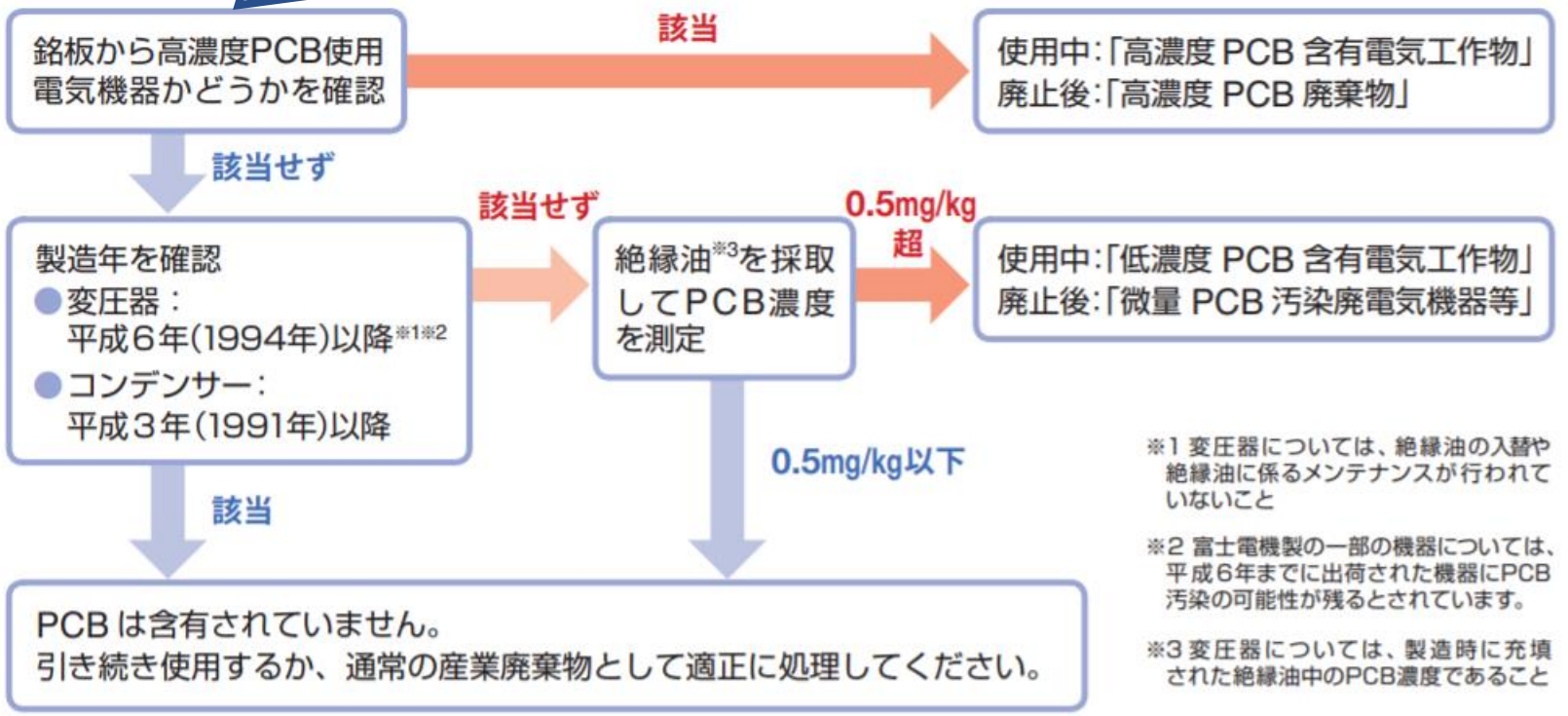

出典:環境省パンフレット 「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」

※一部のメーカーについては、
上記製造年以降も微量PCBの混入を否定できない機器があるため、
メーカーの最新情報を確認し、不明な場合は所管窓口へ問い合わせを。

PCB含有の確認方法②（蛍光灯安定器）

詳細は各メーカーに問い合わせるか、（一社）日本照明工業会のホームページを参照
http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm

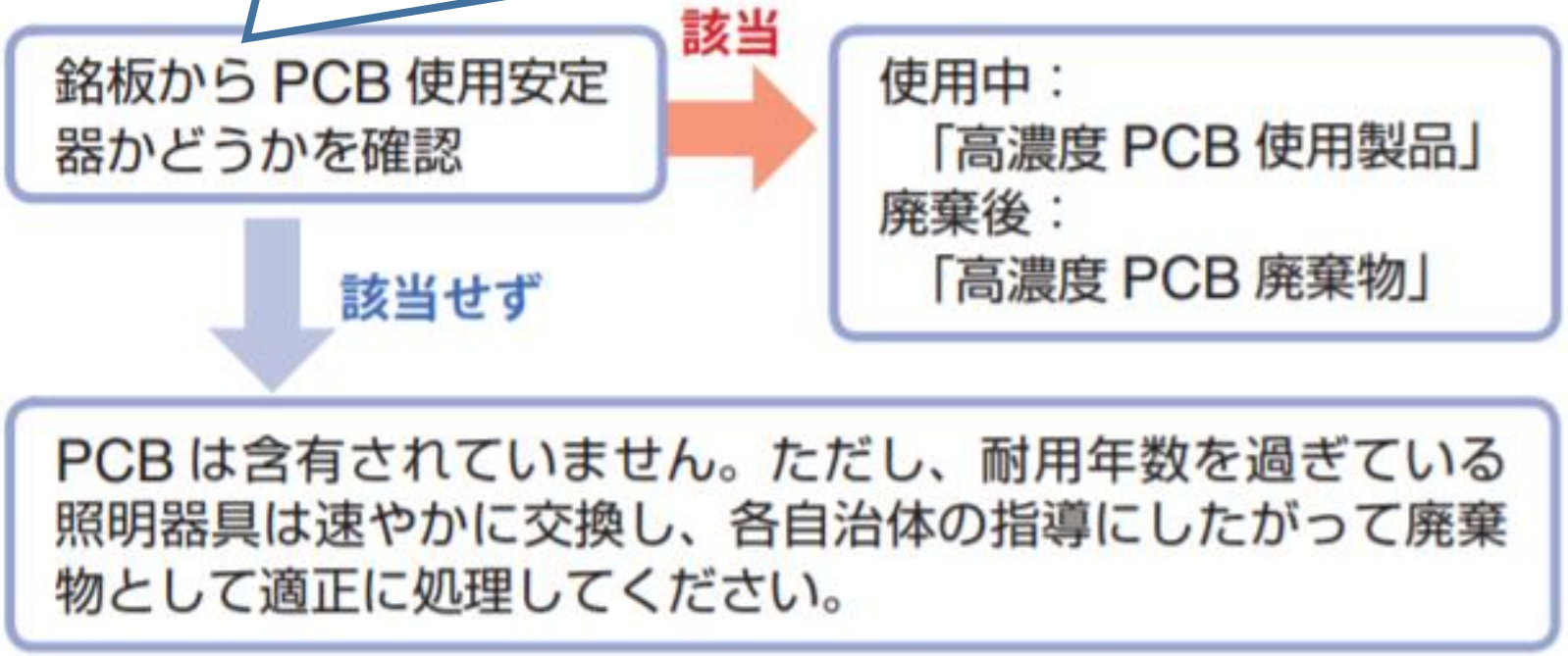

出典：環境省パンフレット　「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けて」

※一部のメーカーについては、微量PCBの混入を否定できない機器があるため、メーカーの最新情報を確認し、不明な場合は所管窓口へ問い合わせを。

順守事項

▶主な順守事項

a. **PCB廃棄物の期間内の処分**

b. PCB廃棄物の保管及び処分状況・PCB使用製品の廃棄見込みの届出

c. PCB廃棄物の譲渡・譲受の原則禁止

d. PCB廃棄物処分終了の届出、PCB使用製品の廃棄終了の届出

⇒処分期間内に処分しない場合、改善命令の可能性
改善命令に従わない場合は罰則もある

その他、廃棄物処理法上の順守事項

・保管基準の順守、委託基準の順守、マニフェスト管理、マニフェスト交付等状況報告

・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

順守事項

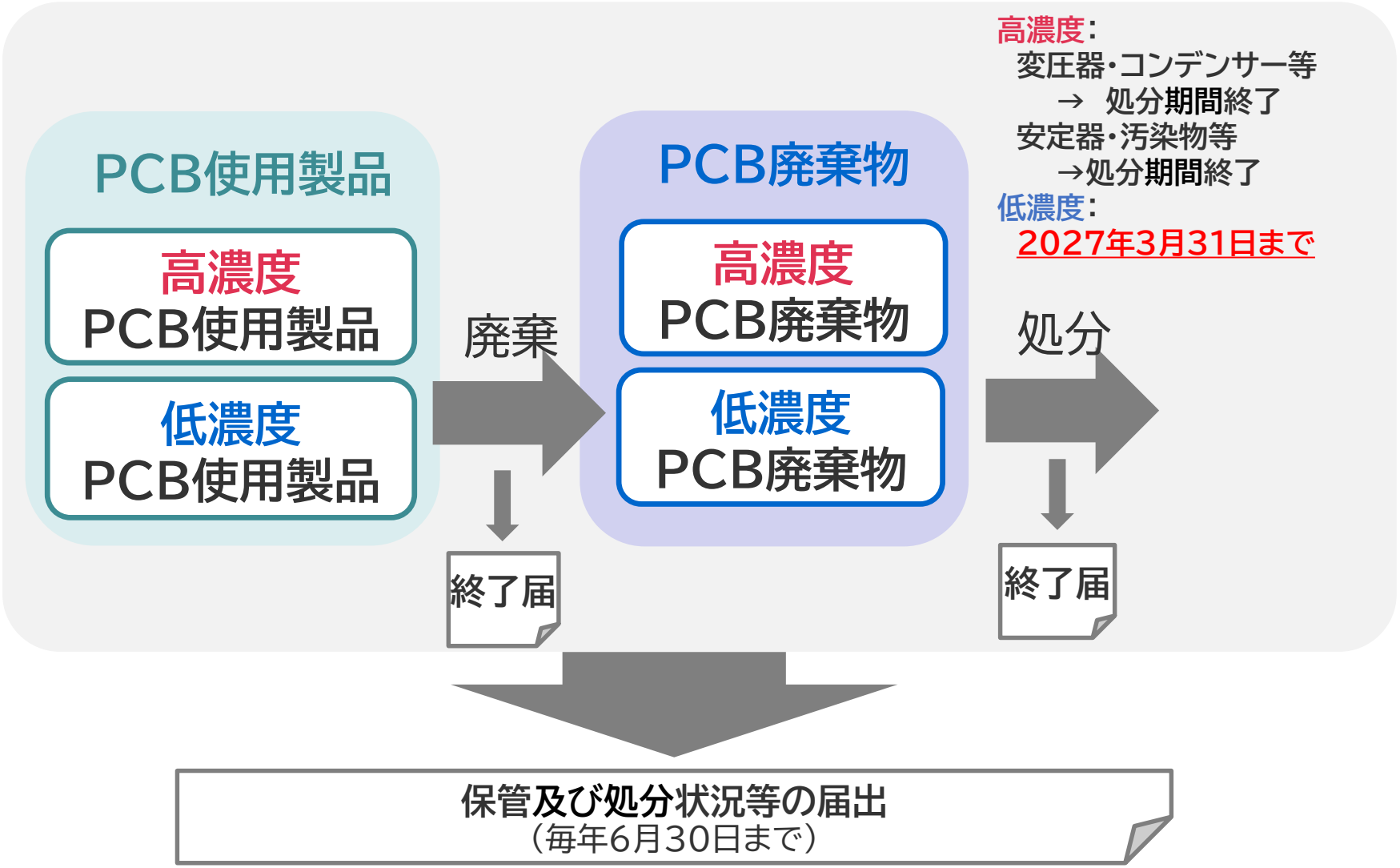

※処分期間終了後に新規判明した場合は、直ちに資源循環推進課又は各地域県政総合センター(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市内の場合は各市)までご連絡ください。

研修内容

01 環境法令管理のポイント

02 環境法令の基礎知識

03 理解度テスト

理解度テスト

問1～問8について、正しい場合は〇、誤っている場合は×を回答欄に記入してください。

1. 施設のグリーストラップ内の清掃を清掃業者に委託した。清掃によって集められたグリーストラップ内の「汚泥」の処理責任を有するもの（排出者）は清掃業者である。
2. プラスチックごみは毎月定期的に発生していることから、産業廃棄物処理の許可業者と年間の処理委託契約を行っている（収集運搬と処分が同一の事業者）。年度の途中で改めて契約書を確認したところ、添付されている収集運搬の許可証の有効期限が既に切れてしまっていた。このような場合でも、年間の委託契約を結んでいるので、最新の許可証を入手する必要はない。
3. 産業廃棄物を引き渡した際に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、控えであるA票を含み、5年間保管しなければならない。
4. 昨年度の産業廃棄物の排出は、年末の大掃除で出た机やイス等の什器類を廃棄した1回のみでかつ少量だったため、「マニフェスト交付等状況報告書」の提出はしなくてもよい。
5. 家庭用のルームエアコンでも、業務用として事務所で使う場合は、フロン排出抑制法の適用を受ける。
6. フロン排出抑制法の「簡易点検」は、専門業者に委託しなければならない。
7. フロン排出抑制法の適用を受ける機器において、現在使用していないものについては「簡易点検」を行わなくてもよい。
8. 業務用冷蔵庫の入替を実施したので、元々使っていた冷蔵庫はフロンを抜かないまま冷販売事業者（フロン回収業者の許可はない。）に下取にだしてもよい。

＜回答欄＞

1	2	3	4	5	6	7	8

理解度テスト②

9. フロン排出抑制法対象となる、第一種特定製品を選択肢の以下に〇つけてください。

ルームエアコン（家庭用空調）、パッケージエアコン（業務用空調）、家庭用冷蔵庫・冷凍庫、
業務用冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、製氷機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機、扇風機、
冷水器、自動販売機

10. 施設の蛍光灯の交換を行い、廃蛍光灯は後でまとめて処分を行うため、しばらく保管して
おくことになりました。保管場所に設置する産業廃棄物保管場所の掲示板について、
以下に廃棄物の種類、管理者、正しい大きさを記入してください。
※管理者は、自分の所属する部署・施設等を想定して記入してください。

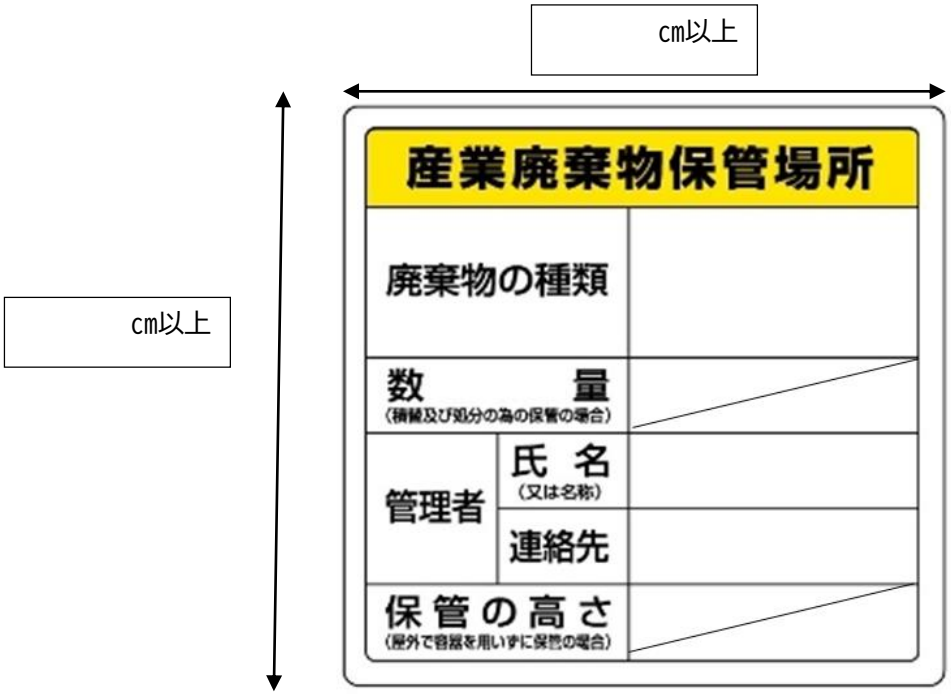

神奈川県環境関連環境関連法令研修（専門コース）
理解度テスト①解答

問1～問8について、正しい場合は〇、誤っている場合は×を回答欄に記入してください。

1. 施設のグリーストラップ内の清掃を清掃業者に委託した。清掃によって集められたグリーストラップ内の「汚泥」の処理責任を有する者（排出者）は清掃業者である。
解答：×
解説：施設のグリーストラップ内から発生した「汚泥」は、県が排出事業者になる。廃棄物処理法では、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。清掃業者が産業廃棄物処理の収集運搬の許可を持っている場合は、清掃業者と収集運搬契約を結び、廃棄物処理を委託する。処分契約は処分の許可がある業者と別途結ぶ。

2. プラスチックごみは毎月定期的に発生していることから、産業廃棄物処理の許可業者と年間の処理委託契約を行っている（収集運搬と処分が同一の事業者）。年度の途中で改めて契約書を確認したところ、添付されている収集運搬の許可証の有効期限が既に切れてしまっていた。このような場合でも、年間の委託契約を結んでいるので、最新の許可証を入手する必要はない。
解答：×
解説：産業廃棄物処理の委託は、許可を受けた事業者にしかすることができない。許可証の期限が契約期間の途中で切れている場合、その事業者が適切に許可更新を行っているか（許可の取り消しや事業停止命令を受けていないか）等を確認する必要があることから、最新の許可証の写しを入手する必要がある。なお、許可証の写しは契約書に添付することが義務付けられている。

3. 産業廃棄物を引き渡した際に交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、控えであるA票を含み、5年間保管しなければならない。
解答：〇
解説：控えであるA票及び返送された伝票（B2票、D票、E票）ともに5年間保管が義務づけられている。

4. 昨年度の産業廃棄物の排出は、年末の大掃除で出た机やイス等の什器類を廃棄した1回のみでかつ少量だったため、「マニフェスト交付等状況報告書」の提出はしなくてもよい。
解答：×
解説：産業廃棄物管理票（マニフェスト）は1枚でも交付したら、翌年度に交付状況を報告しなければならない。（電子マニフェストを導入している場合は、システム上で自動的

に報告されるので改めての報告は不要）

5. 家庭用のルームエアコンでも、業務用として事務所で使う場合は、フロン排出抑制法の適用を受ける。

解答：×

解説：フロン排出抑制法の対象となるのは、業務用として作られたものであり、家庭用として作られたものは、業務用として使用しても本法の対象とはならない（家電リサイクル法の適用を受ける）。

6. フロン排出抑制法の「簡易点検」は、専門業者に委託しなければならない。

解答：×

解説：簡易点検の実施者に定めはないため、専門業者に委託する必要はない（委託してもよい）。

7. フロン排出抑制法の適用を受ける機器において、現在使用していないものについては「簡易点検」を行わなくてもよい。

解答：×

解説：フロンが充填されたままであれば、たとえ使用していなくても、故障すればフロン漏えいの恐れがあることから、未然防止のために簡易点検を行わなければならない。フロンを抜き取り済であれば、点検は不要。

8．業務用冷蔵庫の入替を実施したので、元々使っていた冷蔵庫はフロンを抜かないまま冷販売事業者（フロン回収業者の許可はない。）に下取にだしてもよい。

解答：×

解説：フロン類の回収は、都道府県より許可を受けた事業者（第一種フロン類充填回収事業者）に回収を依頼しなければなりません。また、販売事業者が商慣習として同種の製品の販売に伴ってサービス（無償下取り）行為は廃棄物処理法の特例として認められていますが、廃棄する際は注意が必要です。

＜回答欄＞

1	2	3	4	5	6	7	8
×	×	○	×	×	×	×	×

（次ページへ続く）

理解度テスト②解答

9. フロン排出抑制法対象となる、第一種特定製品を選択肢の以下に〇つけてください。

ルームエアコン（家庭用空調）、パッケージエアコン（業務用空調）、家庭用冷蔵庫・冷凍庫、業務用冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、製氷機、炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機、扇風機、冷水器、自動販売機

10. 施設の蛍光灯の交換を行い、廃蛍光灯は後でまとめて処分を行うため、しばらく保管しておくことになりました。保管場所に設置する産業廃棄物保管場所の掲示板について、以下に廃棄物の種類、管理者、正しい大きさを記入してください。

※管理者は、自分の所属する部署・施設等を想定して記入してください。

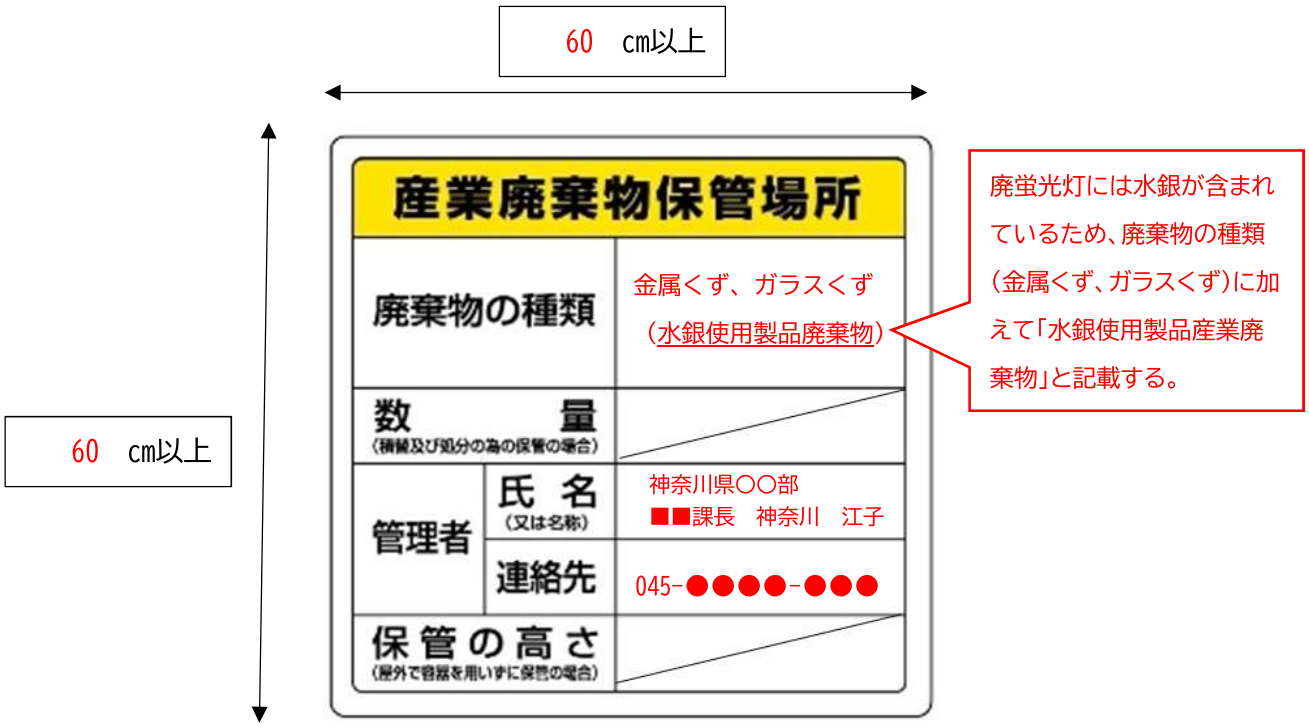

【補足】

蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）を保管する場合は、廃棄物と混ざらないように仕切りを設ける（例：段ボールに入れる、パーテーションで区切る等）、割れて水銀が漏れないような措置をとることが必要である。

以上で終了です。お疲れ様でした。